

第47回平成24年9月与謝野町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成24年9月10日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時49分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名	
日程第 2		会期の決定について	
日程第 3		諸般の報告	
日程第 4	報告第 8号	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	(報告～質疑)
日程第 5	議案第 76号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第2号))	(提案理由説明～表決)
日程第 6	議案第 77号	与謝野町公平委員会委員の選任について	(提案理由説明～表決)
日程第 7	議案第 78号	与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命について	(提案理由説明～表決)
日程第 8	議案第 79号	与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命について	(提案理由説明～表決)
日程第 9	議案第 80号	与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命について	(提案理由説明～表決)
日程第 10	議案第 81号	与謝野町防災会議条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 11	議案第 82号	与謝野町災害対策本部条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 12	議案第 83号	与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 13	議案第 84号	与謝野町簡易水道給水条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 14	議案第 85号	町道路線の変更について	(提案理由説明)
日程第 15	議案第 86号	香河辺地に係る総合整備計画の策定について	(提案理由説明)
日程第 16	議案第 87号	岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について	(提案理由説明)
日程第 17	議案第 88号	岩屋浄水場改良工事請負契約の締結について	(提案理由説明)
日程第 18	議案第 89号	平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)	(提案理由説明)
日程第 19	議案第 90号	平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)	(提案理由説明)

日程第20	議案第91号	平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号） (提案理由説明)
日程第21	議案第92号	平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） (提案理由説明)
日程第22	議案第93号	平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） (提案理由説明)
日程第23	議案第94号	平成24年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号） (提案理由説明)
日程第24	議案第95号	平成23年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第25	議案第96号	平成23年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第26	議案第97号	平成23年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について (提案理由説明)
日程第27	議案第98号	平成23年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第28	議案第99号	平成23年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定 について (提案理由説明)
日程第29	議案第100号	平成23年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第30	議案第101号	平成23年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第31	議案第102号	平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について (提案理由説明)
日程第32	議案第103号	平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について (提案理由説明)
日程第33	議案第104号	平成23年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第34	議案第105号	平成23年度与謝野町水道事業会計決算認定について (提案理由説明)
日程第35	請願第1号	学校図書館の蔵書整備・充実に関する請願書 (提案～委員会付託)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (赤松孝一) おはようございます。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第47回平成24年9月定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

さて、暑い、暑いと言っていましたが、本当に季節というものは敏感でございます、昨日は9月9日で重陽の節句でありました。やはり、この声を聞きますとにわかにか秋風が心地よい季節になりました。私の地元でも、きのうは区民大運動会がございましたが、大変いい天気のもとに、いいコンディションで秋を感じながら区民運動会をしまいにしました。また、町内各地でも秋祭りの声も聞いています。本当に季節の移ろいを感じるこのごろであります。

ところで、本当に残念なことではあります、職員の不祥事ということでございまして、8月の末からきょうに至るまで庁舎内はもとより町の中でも、いろいろとご指摘やら、いろんな声を聞かせていただいております。議会としましては、この件に関しましては、やはり議会としてできる範囲の、与えられた権限を最大限伏して、やはり調査をしていかなければならないと、このように私は決意しておりますので、議員各位も、何とぞご理解の上、ご協力のほどよろしく願いをいたします。

それでは、ここで太田町長から挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

太田町長。

町長 (太田貴美) 皆様、おはようございます。

ことしの夏も連日非常に厳しい暑さが続いておりましたが、ようやく朝夕には心地よい涼やかな風が吹くころとなりました。

さて、9月定例議会の開会に先立ちまして、改めまして皆様に一言おわびを申し上げます。このたびの与謝野町教育委員会教育総務課係長、小路公憲が収賄の容疑で京都府警察本部に逮捕されました不祥事に関しまして、町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけすることになり、本当に申しわけなく思っております。

このような行政に対する不信を招く事態を引き起こし町民の皆様にご心からおわびを申し上げる次第ですが、今後は警察の捜査に全面的に協力をし、その結果を待ち、なぜそうなったかの真相を究明し対応策を立て再発防止に努め、町民の皆様のご信頼回復を図るべく全力を尽くしてまいり所存でございます。本当に申しわけございませんでした。

それでは、改めまして9月議会定例会の開会に当たってご挨拶を一言申し上げます。

本日は、第47回平成24年9月に与謝野町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただき、こころから厚くお礼を申し上げる次第でございます。本定例会では平成23年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定などの重要議案をご審議いただくこととしております。本日、ご提案いたします議案等は専決処分報告1件、専決処分の承認案件1件、人事案件4件、条例案件4件、町道路線の変更1件、辺地計画の策定及び変更を合わせて2件、請負契約の締結1件のほか各会計補正予算案件6件、平成23年度各会計決算認定11件の都合31件となっております。

特に平成23年度決算につきましては、一般会計と特別会計との総合計で収入済み額が

209億9,249万6,000円、支出済み額が205億6,227万3,000円で、差し引き4億3,022万3,000円の黒字決算となっております。非常に限られた予算の中で安心と生きがいのある福祉のまちづくりを目指し、福祉法人やNPO法人が整備されます地域共生型福祉施設の造成工事を実施し、町民の皆様の安全と安心を守るため、防災行政無線のデジタル化を継続して行いました。また、与謝野町産業振興会議において検討に検討を重ねていただき、与謝野町中小企業振興基本条例策定に向けてのご提言を受けて、平成24年3月定例会において、同条例を議決いただき制定することができました。

さらに地域循環型の産業振興を構築するため住宅改修助成事業を継続して実施するなど、町独自の事業に加え、国の雇用創出事業を活用し、緊急雇用対策事業なども取り組まさせていただいたものでございます。

先般、監査委員による平成23年度の決算審査についてご報告をいただき、いろいろなご指摘を頂戴しております。ご指摘いただきました事項につきましては、真摯に受けとめさせていただき、今後の行政運営に生かしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、町行政の推進に、より一層努めてまいりたいというふうに存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。

お手元に配付しております本定例会に提出されております議案は、報告第8号 専決処分の報告についてほか31件であります。

以上、32件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、5番 塩見晋議員、6番 宮崎有平議員、以上2名に願いますことにいたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月12日までの33日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月12日までの33日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告につきましては質疑は行いませんので、念のため申し上げます。

最初に、総務常任委員会の活動報告をお願いします。

家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成24年7月18日、19日の二日間、岐阜県揖斐川町と福井県敦賀市にお伺いし研修をさせていただきました。岐阜県揖斐川町では職員の民間企業派遣について、また、地域担当職員制度について、福井県の敦賀市ではケーブルテレビの運営についての内容でお願いをして対応をし

ていただきました。岐阜県揖斐川町では平成17年1月に1町5村の合併で誕生し、人口は約2万5,000人と、当町とあまり差はございません。面積は約800平方キロメートルと、当町の約8倍であり、森林面積が92.4%と、自然豊かな町であります。新町合併時に就任された町長の基本理念は、まちづくりは人づくりからと、いかに町民の目線でまちづくりをするかという点に重点を置かれ、さまざまな取り組みを進められておられます。

一つ目の研修テーマであります職員の民間企業への派遣制度、派遣研修制度については、平成18年度から開始され、毎年1名の中堅若手主事、主任クラスの職員を1年間、提携企業であります西濃運輸に職務命令として派遣されており、派遣先の就業規定での適用で業務に関しては事務的な内勤から、また、集配等の外勤まで幅広い業務を体験し、給与や諸手当は全て町が負担しているとのことでございます。

研修を終えられた職員の方は民間企業ならではの顧客に対する意識や、コストの意識が身につくとともに、広い視野で物事を捉えるなどの傾向があり、復帰後はほかの職員の模範となって重要な施策の中心的業務の担当などをこなしているということでございます。

二つ目の地域担当職員制度につきましては、揖斐川町では117の自治区、当町でいいますと、例えば三河内の下地とかいう単位でございますが、各区に1名ずつ職員を、担当職員として配置して地域奉仕や情報交換、また、行事や会合などの参加、それから、地域連携の強化を図り、協働のまちづくりを進められているとのことでございます。しかし、人口の数や自治区の取り組みの姿勢等々の地域格差があり、効果が非常に活かされている地区と、あまり効果的でない地区との差が激しいとのことでもあります。

揖斐川町の感想といたしましては、職員の民間企業への派遣については研修後の職員の勤務姿勢の評価が町長、また、議会、また、職場の幹部にも非常に高く評価されており、当町でも該当するような企業があれば、ぜひ実施する検討をすべきではないかというような意見が多かったと思います。

行政の職員に一番求められているのは町民目線であります。町民の立場で物事を考え、行動できる職員こそ、真の行政マンであると実感をいたしました。民間の常識と公務員の常識は、よい面でも悪い面でも差が大きいように常感じております。違った組織や会社を体験することによって、非常に、そういうことが重要ではないかと感じたという意見もございました。また、研修を終えた職員がほかの職員に与える影響も非常に大きく、大切ではないかというような意見もございました。

次に、福井県敦賀市では、ケーブルテレビの運営について市の職員の方もご参加いただき、情報提供通信会社の嶺南ケーブルテレビネットワークにお伺いし、お話をお聞かせいただき、施設の見学をさせていただきました。

福井県の中心に位置する敦賀市は、人口約6万8,000人で、7割が三次産業ということで、皆さんもご存じのとおり地方の都会といった感じの町でございます。また、原発もあることから、町並み等々は非常に整備され、大変進んでいるところでございます。しかし、北陸地方ではテレビ放映が民放2局、NHK2局のみであり、市民への情報提供を目的に情報提供通信会社の嶺南ケーブルテレビネットワークを三セクにて立ち上げられ、平成元年に市内全域を対象に有線テレビ事業が開始されました。現在は約30名のスタッフで運営をされているということでございます。

す。年間の売上総額は13億9,000万円で、ケーブルテレビとインターネットの利用料が約95%の13億1,300万円、ほかに市からの業務委託料や引き込み工事、また、CM収入も2,700万円ほどあり、それらで運営されているということでございます。

ケーブルテレビの加入率も約95%近くあり、インターネットも市内のブロードバンドのシェアの80%を超えているということでございます。テレビでは自主制作番組を多く制作し、市民のテレビとしての役割はもちろん、防災や行政情報のチャンネル、また、BS、CS等のチャンネルが最大42チャンネル、格安の価格で視聴できるシステムになっており、サービス面でも大変努力され、非常に充実しているというのが皆さんの感想でございました。

また、加入率の促進に対して、サービス内容や番組内容等の努力が非常にされており、当町のKYTでも、もっと番組制作や視聴者サービスに改善できる点が多くあるのではないかというような意見もございました。

地域住民や企業との連携を図り、効率よくしていけば可能になる分野が非常に多くあるのではないかというような意見や、人員を少し、多少でもふやしてでも町民が見たいと思うテレビにしていく方向を考えるべきではないかというような意見もございました。また、当町の設備は、決してほかのケーブルテレビ局に負けることのない充実した設備であるということも再確認ができたという意見もございました。

また、当町の職員の方も、こういった先進地に出向かれ研修された内容を大いに生かされることを希望するといった意見もございました。今後の取り組みに大いに期待するところでございます。詳しい資料につきましては、事務局のほうにございますので、また、お目通しをいただければと思います。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

議長（赤松孝一） 次に、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いします。

野村委員長。

文教厚生常任委員長（野村生八） 6月定例会後の文教厚生常任委員会の活動報告を行います。

まず、7月24日、委員会を開催いたしました。住民環境課の所管に関する事項については、広域ごみ、可燃ごみの処理施設の課題について調査をしました。また、衛生プラントの今後の運営状況について詳しい状況の報告を求めて意見を交換させていただきました。また、野田川最終処分場について現状報告並びに今後の方向性についてお聞きをしました。また、阿蘇霊照苑の運営については、制度が変更になった状況について報告を受けました。また、教育委員会の所管に関しては、加悦中学校の改築の事業について報告を受け、いじめ問題について、特にいろんな意見交換を行いました。

次に、8月30日、加悦中学校改修工事設計委託にかかわる収賄事件が発生をいたしました。所管の委員会として遺憾の意を表明をしておきたいと思っております。早速、委員会を開き、この問題での各委員の考え、あるいは課題、今後の取り組みについての情報交換をいたしました。そして、9月7日、委員会を開き、現状の報告を教育委員会から求めました。そして、今後のあり方、あるいは必要な資料の提出を求めました。この問題について担当委員会として引き続き調査をし、この事件の徹底解明と、そして、再発防止に対して委員会の活動として取り組んでいきたいと考えています。また、いじめ問題についての取り組みの状況の報告を再度、受けました。そして、

10月に視察を予定しています小中一貫校についての教育委員会の考え方、現状の取り組みについて報告を求めました。また、可燃ごみの広域処理の状況と処理の仕方等々について、これも10月に視察を予定していますので、調査研究をさせていただきました。また、野田川最終処分場について、大変長期にわたる閉鎖が続いていて、町民からも大きな苦情が私たちのところにも寄せられています。なぜ、こういう状況が長期にわたって続くのか、この問題について報告を求めました。そして、結局、保健所が、この問題についての適切な素早い取り組みがなされていないのではないかと、こういう疑問を持っています。この問題について適切に進められるよう意見も述べて、委員会としても、これ以上おくれるようであれば、さらに突っ込んだ取り組みをしていきたいということを述べさせていただきました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 次に、産業建設常任委員会の活動報告をお願いします。

多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 皆さん、おはようございます。

産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。平成24年7月17日、与謝野町商工会館大会議室におきまして、京都府商工労働観光部長、田中準一氏、また、京都府府議会より多賀先生をお迎えしまして、与謝野町商工会正副会長、同じく商工会、各部長、部会長様、また京都府丹後広域振興局商工労働観光室長様、当町からは長島商工観光課長様にも同席をいただきまして、商工会施策勉強会、並びに産業振興懇談会を開催いたしました。目的は、当地域の経済状況が極めて厳しい状況下で推移しておりまして、その効果的な打開策も見出されていない状況であります。このような中、地域産業の活性化策を模索し、効果ある施策を計画実施することを目的とするために、勉強会並びに懇談会を開催させていただきました。

まず、勉強会ですが、テーマ1としまして、地域産業を賄う産業の導入。テーマの2としまして、町内における観光、商工業の振興、拡大と、京都府北部、舞鶴港を含めた観光戦略、その手法など、京都府商工労働観光部長、田中準一氏のお話を聞かさせていただきながら勉強会をさせていただきました。

次に、商工会三役と各部会長様との当町における商工業の活性化を目指した意見交換など、懇談会をさせていただきました。

次に、平成24年7月19日から20日にかけて、二日間の日程で視察研修を実施いたしました。視察先の一日目は香川県三豊市の東亜機工株式会社へよせていただきました。まず、会社の概要を申し上げますと、1974年に資本金1,000万円で会社を設立され、代表取締役社長、田淵国広氏との、現在、社員25名により、主に機械設計、機械製造業でサニタリー製品製造機、カイロ製造機、紙加工機などを設計製造し、海外へ輸出販売などを含め幅広く活躍をされ、1995年に現在の三豊市工業団地へと移転され、本社工場として現在に至っております。その中で、ものづくり王とも言われ、100余りの特許を持つ機械製造メーカーであります。今回、この会社を視察させていただきましたのは、現在、どこの町でも里山が荒廃し、その中でも竹林の荒廃が目につきますが、そこに目をつけ、竹事業に取り組みされていました。竹繊維から竹綿をつくる機械を開発され、全国、あるいは東南アジア諸国から大きく注目を集めていることに、私達も注目し、また、私たちの町は織物の町だけに竹繊維、竹綿に何か織物再生へのヒントに

なればとの思いもあわせ、当町の新たな産業振興につながらないかとの思いで視察研修をさせていただきました。

竹綿は脱臭効果、殺菌・抗菌効果、静電気防止効果など竹の持つ特性を生かしたエコ製品、あるいは工業断熱材、農業用シートなど、幅広く活用のできる製品づくりが考えられていました。

次に、二日目は、徳島県神山町のNPO法人グリーンバレーによせていただき、視察をさせていただきました。まず、神山町の概要から説明しますと、吉野川の支流、鮎喰川上中流域を中心に東西約20キロ、南北約10キロ、総面積173.31キロ平米、人口にしまして6,325人、世帯数2,574世帯といった山村の小さな町でした。神山町は1955年に五つの村が合併し、そのころは約2万1,000人の人口だったそうではありますが、そういった町の環境から活性化のために立ち上がったのが、今回、視察をさせていただいたNPO法人グリーンバレー、理事長、大南信也氏であります。設立2004年、前身の1992年の設立、神山町国際交流協会を基礎に立ち上げられたそうであります。現在、スタッフは4名で総運営費は4,200万円、主な財源収入は施設運営委託管理、施設指定管理料を財源として活動を続けておられます。

まず、NPO法人グリーンバレーの主な目的は、ミッションとして日本の田舎をすてきにしよう、ビジョンとして人をコンテンツとしたクリエイティブな田舎づくりをしよう。それとグリーンバレーのものの考え方なんですが、できない理由よりできる方法、とにかく始めようというスローガンであります。活動内容としては、アーティストの制作支援、中長期旅行者の滞在支援、日本に関する情報発信、特に四国の情報発信をしておられます。それと美大あたりと連携して、アートでまちづくりをしようということで取り組んでおられます。地域経済の活性化や文化の促進、それから、地域問題の解決と、そのモデルの発信ということで主な活動をされておりましたが、私の町と一緒に情報網が全戸に行き渡っておりまして、その新しいハイテクを使った新しい企業誘致などを一生懸命、そのNPO法人が取り組んでおられたことを報告いたしまして、また、私たちの町も、そのようなことで、まちづくりが活性化できるといいなというふうに感じてまいりました。

以上、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 次に、議会活性化特別委員会の活動報告をお願いいたします。

井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 活性化委員会のほうから報告をさせていただきます。

まず、最初に7月10日、11日、皆さんのお手元にお配りしております資料のとおり兵庫県の佐用町と鳥取の湯梨浜町に研修に行かせていただきました。議長も同行をいただいております。

ここでは基本的に議員定数、議員報酬についての今後の我が町のあり方の検証というのか、協議するための勉強会ということです。あといっぱい、この資料に、皆さんのお手元に配っております資料のほかに、いっぱい勉強なり質問をさせていただきましたけれども、その件は、きょうは外させていただきます、とりあえず議員定数と議員報酬についてのみ報告をさせていただきます。

まず、佐用町ですけれども、合併特例で54人の、合併が17年10月ですが54人で出発をされて、次の選挙で22人、それから、また、次の選挙で20人、次に、18人ということで、

減らされておるということを報告させていただいております。

また、議員報酬ですけれども、議長が36万円、それから、副議長が27万円、委員長が26万円、議員が25万円ということなんですが、その次に書いております常任委員会の調査負担金、いわゆる政務調査費的な部分ですけれども、この分につきましては、いわゆる委員会を中心に、それぞれの委員の数によって1人8万円を支給をして、町の負担金ということになるわけですけれども、支給をして、その中で委員会の研修なり委員会の勉強会なり、それを、それぞれの委員会で協議をしながら実施をするということで委員会中心でやっておられるということでありました。

それから、次に、湯梨浜町ですけれども、湯梨浜町については、議員定数は合併当初、16年に合併されたわけですけれども、18人から17人、それで、ここで12人というのが、24年3月から12人というのを書いております。これにつきましては、特に、この後また、説明させていただきますけれども、次の選挙からは一遍に5人減らして12人にするということで進まれています。議員報酬につきましては30万7,000円、22万3,000円という格好でなっておりますけれども、これにつきましては以前、議員報酬5%カットのときに条例を、次元条例やなしに本条例としてしまって、今になれば、あのときに次元条例にしておけば、もとの報酬に戻ったんだけなどということでは悔やんでおられると言うたら語弊があるかも知りませんが、どうしたらいいものかということでは迷っておられたということでもあります。

それから、戻りますけれども、佐用町については、4町が合併されて307平方キロメートルということで、うちの3倍の広さ、それがら人口は2万人ということです。

それから、湯梨浜町については、78平方キロメートルということで、うちよりも2割少ない平米数で、人口は1万7,500人ということでもあります。ちょっとわかりにくい説明になったと思いますけれども、そういう状態です。

そこで、特に私のほうからちょっと皆さん方に報告をしておこうと思いますのは、先ほど言いました湯梨浜町の17人から12人ですが、この湯梨浜町におかれましては、やはり我が町と同じように議員定数、議員報酬に対する町民からのいろいろな意見がある中で、町民の方々も一緒に議論をしていただくということで、議会独自で諮問委員会を立ち上げられて、学識経験者とか、議員のOBの方とか、一般の方とかを入れられて委員会を開いていただいて、その中で議員定数、議員報酬の議論をされたそうです。議員報酬に対しては細かいことは聞いておりませんが、議員定数については、そのときに17人を1人か2人、15人ぐらいというような案も出たそうですけれども、それを受けて議会が、今度は、それではだめなんだということで、一遍に12人にするということで、これはせつかく諮問委員会を開いておかれながら、議会で12人ということを決断をされて条例制定をされて、次の選挙、24年3月ですので、もうすぐなんですけれども、もう済んでおるんですか、ここでもうやられたということです。とりあえず12人でやられるということでもありますので、25年3月ですね、間違えております。来年の3月には12人で選挙をされるということで、かわった方法というのか、町民参加の中で決められたという一定のことがありましたので、報告をしておきます。

それから、最後になりますけれども、佐用町、湯梨浜町、二つの町を研修させていただきまして、けれども、我が町と同じように、我々議会と町民の方々との意識のギャップというのか、議会

に対する町民の方々の理解というのは、なかなかとれていない中で、どうしても議員定数、議員報酬に対する厳しい意見があるということ。それから、特に佐用町については、議員が高齢化しておると、若い議員を1人でも入っていただくためには報酬のアップということも考えなければならぬかなということ、それから、湯梨浜町については、12人ということで全国に宣伝がしたいなというようなことを言っておられました。いずれにいたしましても、我々としては、そのことをしっかりと勉強させていただく中で、議員それぞれの受けとめ方は変わっておりますけれども、今後の検討材料としながら、与謝野町議会の中で生かしていけたらというのが研修の報告でありますし、資料につきましては事務局にありますので、また、見ていただいたらいいというふうに思います。

それから、あわせて今後の予定ですけれども議員報酬、議員定数の問題ですが、特に議員定数については、京丹後市と宮津市等々、議員定数を減らしながらやっておられる議会があります。その議会の運営状況なり、町民の方々からの見方等、できたら勉強に行けたらなど、日帰りでも勉強に行けたらなどということを委員会としては考えておりますということ。

それから、この後、全員協議会の中で報告させていただきますけれども、10月から議会懇談会を実施いたしますので、皆さん方の全面的なご協力をお願いいたしまして、私からの報告とさせていただきます。以上です。

議長（赤松孝一） 次に、議会広報特別委員会の活動報告をお願いします。

小林委員長。

議会広報特別委員長（小林庸夫） 時間が長時間にわたりまして、お疲れだと思いますけれども、私ども議会広報特別委員会の視察報告を申し上げたいと思います。先月の8月7日、8日の二日間にわたりまして、石川県の志賀町、津幡町の二つの町の議会広報委員会の方々に議会広報の編集方法につきまして学ぶという目的で研修に行きまいりました。簡単に報告させていただきたいと思っております。この二つの町に共通して感じましたことは、お盆前の心せわしい中にもかかわらず、広報委員会全員で迎えていただきまして、いろいろと貴重なご指摘も受けてきた次第でございますが、毎年のごとく議会広報の全国コンクールで入賞されておられる実績というものの重みを感じました次第でございます。

特に印象に残っておりますことは、この議会広報というものに対する思い入れと申しますか、町民の方に議会として何を情報発信をするのかという、いわゆる重要視のあらわれが委員会構成のメンバー構成に出ていたことでございます。具体的には、6名の広報委員の中に各常任委員長さんが入っておられるというようなことで、議員個人個人の情報も大切なんです、議会として何が決められ、そして、何が町民の方にとって必要な情報なのかというような編集が二つの町とも貫かれておられまして、かつ紙面も簡単明瞭にシンプルに、読むよりも見るということを主体とした編集でまとめられておりました。視察に行きました委員一同、本当に感銘を新たにいたしました次第でございます。お盆後に早速、委員会を開きまして、9月議会の議会だよりの編集方法につきまして種々検討いたしました結果、過日の全協で皆様方をお願い申し上げたような次第でございます。私たちの議会広報も、よいことは取り入れて、より充実した広報になるように努めたいと思っておりますので、議員の皆様や、また、町民の皆様のご協力をお願いいたしまして、まことに簡単ですが視察報告といたします。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） 次に、庁舎問題特別委員会の活動報告をお願いします。

谷口委員長。

庁舎問題特別委員長（谷口忠弘） それでは、庁舎問題特別委員会の報告をさせていただきます。

6月議会から今日まで、2回、委員会を開催をさせていただいております。数えて12回、13回の委員会ということになります。12回の委員会は請願審査をさせていただきました。請願審査については、もう何回も委員会を開催させていただいております。議論も多少は煮詰まったかなという思いもしております。あまり意見が活発に出ないという状況下でありまして、そろそろ採決というような話も委員の各位から聞かれますけれども、しかし、この請願は庁舎問題の核心部分を触れている請願でございます。現在、第7回を数える検討委員会がございますけれども、私としては、その行方をもって結論を出せばいいのではないかなというぐあいな気がいたしております。もう少し継続審査ということとさせていただきますというぐあいに思っているところであります。

続きまして、第13回につきましては、調査研究を進めていくということで、庁舎問題の統合検討委員会が、この間を入れて第7回、終わっておりますので、この7回までの会議録は、その都度、提出をして皆さん方に配らせていただいておりますけれども、第7回までに配られた資料の中で、特に調査用紙とかアンケート結果とか、そういうものにつきまして企画財政課にちょっとご無理を言ひまして、ダイジェスト版みたいなものをつくっていただき、それを配付をさせていただきました。また、当日は浪江企画財政課長に来ていただきまして、そのアンケートや調査内容につきましての説明をいただきました。それにつきましての質疑応答を若干させていただきました。当日は、ちょっと時間があまりなくて、十分な議論が尽くせなかつたんですけれども、また、時間がございますので、委員会を開催をして、今後は調査研究の奥深いところまで踏み込んで皆さん方の調査研究を深めていただきたいというぐあいに思っております。

それと最後に、これは私のほうからちょっとご案内をさせていただきましたけれども、この委員会は調査研究ということが主でありますけれども、私としましては、いろんな多様な意見が皆さん方からあるとは思いますが、できるだけ合意点を見出していきたいというぐあいに思っております。部分的に変更を求めるところは町側に求めていき、そういった形での、私は着地点を見出していきたいというぐあいなことを考えているところであります。

まだまだ、ちょっと紆余曲折はあるかもわかりませんが、実りのある委員会ということにして、12月ぐらいには結論を出していきたいと、このように思っておりますので、皆さん方のご協力を重ねてお願いを申し上げたいということでございます。以上です。

議長（赤松孝一） 続きまして、一部事務組合の報告をお願いします。

京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をお願いします。

今田副議長。

- 17番（今田博文） 8月24日に京都市内で会議がありました。案件がたくさんありましたので、簡単に報告をさせていただきたいというふうに思っております。専決が2件ありました。1件は副連合長の選任でございます。これは引き続きまして京丹後市の中山市長が再任をされました。それから、23年度の補正予算、補正額432万5,000円です。それから、特別会計補正予算、これは24年度でございます。補正額が19億9,176万3,000円です。

それから、平成23年度の一般会計の決算がございました。歳入総額27億9,858万5,431円、歳出が27億7,608万3,819円ということで、収支差額が2,250万1,612円ということでございました。

それから、23年度の医療特別会計決算がありました。歳入総額2,797億4,863万482円、歳出総額2,747億8,975万9,591円、収支差額が49億5,887万891円と、こういう決算でございました。

それから、条例改正が1件ありました。この条例改正の内容につきましては、東日本大震災に被災した被保険者に対する平成24年度保険料を減免すると、減免期間の延長ということで条例改正がございました。減免要件としましては、被保険者の重篤な疾病、病気ですね、行方不明、原発事故に伴う避難など、それから世帯主の死亡、重篤な疾病、行方不明、これが減免要件でございました。いずれも承認可決をされました。

その他、請願が1件でまして、社会保障制度改革推進法の撤回を国に求める意見書の提出に関する請願、この請願が出ましたけれども5対23で否決になりました。

それから、一般質問が何件がありました。そのうちの1件ですけれども、亀岡のマッサージ師の不正受給の話がありました。5年間で2,600万円ほど不正受給をしておったという一般質問がございました。これはおかしいという通報があって発覚したというふうに答弁をされておまして、今後、審査を厳正にはしていくけれども、なかなかわかりにくい面があるというふうなことで、答弁をされておりました。

それから、京都府の1人当たりの医療費の報告がございました。一番高い京都市ですけれども98万5,000円です。それから、一番低いのが京丹波で61万7,000円ということで報告がございました。

以上、簡単ですけれども、後期高齢者医療広域連合議会についての報告とさせていただきます。
議長（赤松孝一） 次に、私のほうから報告をさせていただきます。

8月11日に京都地方税機構議会定例会が行われましたが、資料は事務局にありますので、関心のある方はお目通しいただければと思いますが、特に感じましたことは、徐々に、この機構が本来の機構としての機能を発揮し始めたなというふうな感を強く受けました。

それから、議員派遣のほうでは、皆さん、議員全員ではございませんでしたが、7月25日にルビノ京都堀川で開催されました京都府町村議会全議員研修会に参加をいたしました。

それから、7月18日に播磨町議会の一部の皆さんがお見えになりましたのと、8月24日には同じく兵庫県の加美町議会の皆さんが、一部の方でございまして、来町をされましてお話をさせていただきました。また、7月30日には京都府の町村議町会のほうの管内視察ということがありまして、ここは京丹波町へ行ったわけですが、特に、その中で強く感じましたのは、京都府立林業大学校が、ことしの4月に開校をされました。旧和知町役場の一部を利用して大学ができたわけですが、これ全国では6番目ということで西日本では一番目ということであるようでした。私も初めて林業大学校へ訪問しまして、改めて林業といいますか、森林の持つ役割、山の持つ役割に深く感銘を受けたわけですが、やはり水源の涵養から始まり、いわゆるCO₂の問題、そして、当然のことながら、この山の水が川へ通じ、また、海へ流れ、やはり、その海でのお魚、また、魚介類への大きな栄養となっているというふうなお話をこん

んと聞きまして、それと改めて感じましたのは、京都府が森林面積で全国で7番目ということで、思ったよりも、京都府で約75%ぐらいが森林だそうであります。国家の平均が65%でありますから、随分、意外と京都府は森林面積があるんだなということと、いわゆる森林というものの財産をつくづくと感じたわけでございます。

それから、8月9日には、皆さん、ご存じのように消防操法大会が、京都府でありまして、総務委員長の家城委員長と一緒に行ってまいりましたが、見事、優勝という輝かしい成績をいただきました。

それから、8月29日には、京都府知事との懇談会がございまして、ここへも行ってまいりまして、私は地方交付税の特例措置の延長、また、未来づくり交付金の財源確保等々につきまして知事に要望をしてまいりました。

以上、本当に気のついたところ一部を報告させていただきますが、以上でございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで10時40分まで休憩をいたします。

(休憩 午前10時24分)

(再開 午前10時40分)

議長 (赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして本会議を再開いたします。

次に、日程第4 報告第8号 専決処分の報告について、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町長 (太田貴美) 報告第8号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分をしたので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事故は1件でございます。平成23年7月7日、午前10時45分ごろ、与謝野町字金屋197番地先の交差点内におきまして住民環境課、これ衛生プラント勤務の職員が運転します公用車と、相手方の運転する車両が接触するという事故が発生いたしました。幸いにも、双方にはけがはなかったものの、公用車の一部と相手方車両の一部が破損してしまったものでございます。

この事故について、双方で加入します保険会社間と相手方で協議をしました結果、過失割合を当方が50%、相手方が50%とした上で、相手方車両の損害額9万2,000円のうち、公用車の対物保険から4万6,000円を賠償し、一方の公用車につきましては、公用車側の損害額12万5,423円のうち、相手方の対物保険から6万2,712円の支払いを受け、残額の6万2,711円を公用車の車両共済から賠償するとして示談が成立したものでございます。

この事故について、示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして専決処分としました。

なお、今後は一層、安全運転に努めるよう職員に指導してまいる所存でございます。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長 (赤松孝一) これより質疑に入ります。

14番、糸井議員。

14番 (糸井満雄) ただいま専決処分が報告をされましたのですが、これ法180条に基づいて処理

されておりますので、内容的には問題ございませんが、少しちょっと気になることがありますので、お尋ねしておきたいというふうに思います。

ということは、この事故の発生は23年7月7日なんですね。専決処分が、8月10日に専決処分されておるわけです。13カ月かかっておるわけですが、なぜ、言うたらこれ軽微な事故ですね、少なくともこれぐらいの事故なら、1カ月なり少なくとも2カ月あれば解決できる問題なんです。なぜ1年も、この事故が示談ができなかったのか、お伺いしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員のご質問にお答えいたします。今、議員がおっしゃいましたように、平成23年7月7日、1年を経過いたしております。今、ご質問のことにつきましては、双方の過失割合50%、50%でしたですけども、これに業者の合意、示談まで至る合意が本日というんですか、この間、期間を要したということでございます。いわゆる双方の過失割合の持ち分の主張が示談まで至らなかって、最終50%、50%で示談が成立しましたので、今議会において報告をさせていただくものでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今、説明を聞きますと、示談するのにですね、相手方の交渉が非常に難航したと、こういうふうに聞こえたんですが、大変、これ軽微な事故なんですね、私はもっとスピーディーに保険会社、あるいは共済組合ですか、それともう少し交渉を早めてもらう。早めてですね、これ1年以上も、こんな事故にかかるというようなことは普通、常識的には考えられないことです。ですから、もう少しやはり誠意を持って、やはり事故に解決するということをしていかないと、私はお互いに、これは信用の問題にもかかわりますし、行政についても、やはり市民の信頼を得ることもできないというふうに思いますので、これはもっと、やっぱりスピーディーに解決をしていただきたいなというふうに思います。

それと、私、これそういうふうにお聞きしますとですね、聞きたいんですけども、もう少しこの概要の中に、じゃあこの原因はどうだったんだと、どういうふうな事故であったんだと、ただ接触だけではわからないわけなんで、相手方は、どこの部位が故障した、接触部位はどこだったか、あるいは当社の車は、どこの部位が破損したかと、そのぐらいのことは書いていただかんたんですね、これわからんわけなんで、専決処分で報告で済むわけですけども、あくまでもこれは議会の承認という、普通は、本来は、そういう事故なんで、そこら辺までは書いていただきたい、あわせて申し上げておきますとですね、事故処理、いわゆる再発防止はどうしますというふうなことぐらいは、実は書いておいていただきたいというふうに思っております。

13カ月もかかったということについて、非常に、この報告をもらった段階で、私はちょっと不信に感じたので、ご質問をさせていただきました。

以上、そういったことのないような処置をしていただきたいということを指摘して、質問を終わります。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員のご質問でございます。1点、一つだけ誤解のないように申し上げたいと思います。

1年を要しました、共済組合、それから私どもも相手方と折衝をさせていただいておりました。そうした中で時間を要したことはご理解がいただきたいと思えます。それから、今後につきましてということもございました。今、ご質問でございましたので、損害というんですか、破損の程度について申し上げます。収集車の車両につきましては、右側の方向指示機が破損したものでございます。また、相手方につきましてはナンバープレート、バンパー等の損傷といった事故になっております。そうしたことで、今後につきましては、そうした損害の程度も報告書の資料につけさせていただきたいと思っておりますので、ご理解がいただきたいというふうに思っております。

1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 3 番、井田議員。

1 3 番（井田義之） 糸井議員に関連したようなことをお聞きいたしますが、1年数カ月まで示談が成立しなかったということは、修理、お互いの車の修繕も、きょうまで延びておったということなのかどうか、恐らく私は、1年間もほっといて修理をせずに乗るということは考えられぬので、そこら辺のところはどうなっておったのか、お聞きしておきます。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今のご質問でございます。公用車の修理につきましては、ちょっと確認がとれてませんので、また調べましてさせていただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 1 3 番、井田議員。

1 3 番（井田義之） その辺のところはどうかというのは、やっぱり疑問点として残るということ。それから、あと1点、フィフティ・フィフティ、5割5割悪いということ、悪いのは悪いとしてお互いに話をされたらいいんですけども、その原因ですね、なぜこういうことが起きたのかという、いわゆる今後、糸井議員が、いつも言われたように、今後、起こさないためにどうするかというような対策というのか、そういうのが見えてこないんですね。なぜこのことが起きたのか、そして、今後についてはこうするんだと、職員についてはこういう徹底をしたとかいうのが見えてこないんですけども、その点については、どういう格好の庁舎内の処理をされたのか、また、もしこういうことで原因だったという報告があればお聞きしておきたいと、我々も参考にしたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） このようにして和解及び損害賠償の額ということで、特に交通事故につきまして議会に報告をさせていただいております。これは、その都度、原因究明もなおさらですけども、職員に対しましては、昨年度も交通安全の3庁舎研修をやっております。

それから、もう車の初動の点検、これも各課を通じて点検をするようにと、それから実際に実施をいたしております。

今回につきましても、道路の中でお互いが、こういう感じの接触といったように聞いております。そうした中で、どちらが、まあ言うたら停車しなきゃいけないかとか、そういったことがあります。したがって、先ほど言いましたように、これ以上申し上げませんが、私どもの主張は50%ではございませんでした。そういったことで示談が長引いたということでございます。

各課通じて、課長を通じて公用車に乗っているときは、優先道路でありましても、交差点におきましても減速等注意するようにと、これは各課から徹底をさせていただいております。今後も、そういうことでさせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） お願いしておきたいと思うんですけれども、いわゆる我々個人では、私も細かいこと、今、保険こと、細かくはわかりませんが、これは保険から出るということですが、必ず保険料の査定の中で、事故件数だとか、金額だとかというもので、いわゆるサービス、割り引きがゼロになったり、割り引きが50%までいったりというふうなことになるわけですね。だから、事故というのは少なくする。だから個人場合だったら、例えば軽微な事故だったら、もう保険金を使わずにすることのほうが保険料が安くなるという場合もあるわけですので、安易に保険を使うという意識ではなしに、やはり保険料にも必ずはね返ってくるというふうなことをしっかりと庁舎内でも検討される中で、原因を究明しながら、今後、事故がいかにか減っていくかということをしつかりとやっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

議長（赤松孝一） ここで暫時休憩いたします。

ただいまの井田議員の質問による、事故車の修繕の確認がとれていないという答弁でございましたが、やはり報告書が出る以上、確認がとれていないものを出すことはよくないんで、恐らくできるとは思いますが、もう一度確認をとってですね、きちっとした答弁をいただきますように、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前10時55分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じます。

朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 井田議員のご質問にお答えをいたします。

先ほどの修理の件でございます。今回の示談につきましては、先ほど総務課長が申し上げましたように、過失割合について双方の協議が整うのに時間にかかったということでございまして、修理の損害額につきましては、双方の保険会社で事故直後に確認がとれておりますので、修理のほうは双方とも事故直後に終えておるということでご理解のほうをいただきたいと思っております。

それから、最後にご質問ありました保険料の関係です。民間の保険でありましたら、事故になりましたら等級が三つだとか、上がったというかというふうなことになるとは思いますけれども、町の公用車が入っております、この共済につきましては、共済制度といいますか、あの中で行っておりますので、事故がありましても等級に移動があるというふうなことはございませんので、念のため申し上げておきます。以上です。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） わかりました。ただ、保険だからということで安易に考えないでいただきたいということです。

それから、あと一つ、今、早いこと直しておることなんですけれども、修理屋さんは直したら金かかるんですね。保険屋さんは示談が済まんだら金を出さんのと違うかなと思うんですが、ほんなら早いこと直しておいて、1年間、金を払わずにおったということですか。

議長（赤松孝一） ただいま住民環境課長のほうより、暫時休憩のお願いがありましたので、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前10時59分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じます。本会議を再開いたします。
奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 大変申しわけございません。休憩をとらせていただきました。

今のご質問でございます。これにつきましては、示談が成立するまでということで、いわゆる車両の修理をされる事業者につきましても、その示談が成立するまでのお支払いはできないということでご了解をいただいております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 業者の方が困られるようなことはしないでいただきたいということを申し上げて終わります。

議長（赤松孝一） 他に質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） あまりする気はなかったんですけども、答弁を聞いてまして、口では井田さんも、それから、前の糸井さんもおっしゃってたんだけど、原因は何かという問題で、この間、こういう事故がたびたびという表現がいいのか、少なからずあるという点が、非常に私自身も気になってましてね、改めてやっぱり原因はどこにあるんだろうと、共通していることはあるのか、ないのか、個人の問題でなくて労働環境としてきちっとそういうことが徹底しているかどうかという問題ですよ。それはもちろん、待遇というのか、働く労働環境だけでなく、いろんな事故があるわけですから、我々が、職員が注意しとって、よそからも出てくるという事態もありますからね。だけど、一つ一つをやっぱりそういうふうに深く掘り下げる、そういう原因究明が要るんじゃないかというふうに思っているんですが、課長はどのようにお考えですか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 事故の発生後におきましては、発生の状況報告書、それは各課からいただいております。そういった担当課が、事故の担当課がありましたら。

今、いろんなちょっと深いことを申されましたですけども、いわゆる労働条件、いわゆるその日の勤務の体調等、そういったものもいろいろ含めて、そういう環境の面も原因にあるんじゃないかというふうに、私はお聞きをしたわけでございますけども、車を運転するときには、申し上げております、いわゆる法定速度をきっちり守って注意をするようにと、これはもう徹底しております。そうした中で、大変申しわけなく思っておりますのは、こうした中でも、こうした接触事故が起きております。申し上げましたように、そういったことは課長を通じて、車を運転する場合は公用車、それから自家用車も当然でございますけども、安全運転の徹底を図っておるということでございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 何度も私も、今の話は、課長の話は、今までの件のときも同じようにいろいろと努力していると、それから、先ほどの答弁がありましたけども、昨年も交通安全対策の問題や、車両

点検についても滞りなくなっているということなので、問題はそういうことではなくて、さっき言いましたようにね、課長も答弁言っていただきましたが、深く掘り下げて、こういう発生事故がどこから来るんだろうということをね、やっぱり解明しないといけないんじゃないかというふうに私は思っています。それは、ただ単に職員に伝えたとか、伝えなかったとか、それから保険屋で安くできるか、できないかとか、そんな話ではないんです、僕が言ってるのは、なぜそういうことが、こうして起こるのかということをね、やっぱりもっと対極的なところから深く掘り下げてほしいということを申し上げて質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第8号を終わります。

次に、日程第5 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて、（平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第76号の平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

この補正は、8月21日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は、歳出予算の補正のみで、総額に変更はございません。

今回の専決処分につきましては、8月5日に開催された京都府消防操法大会のポンプ車操法の部において、野田川第5分団が見事優勝し、来る10月7日に東京で開催される第23回全国消防操法大会に京都府代表として出場することになりました。そのため、全国大会に向け訓練を継続するなど、早急に経費が必要になりましたので、本定例会に提案しています一般会計補正予算（第3号）の可決までに、どうしても必要になる経費のみを8月21日付で、専決処分したものでございます。

それでは補正予算の詳細についてご説明いたします。

6ページ、7ページをお開き願います。第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、全国消防操法大会出場事業において、操法要員の装備品、訓練会場の照明設置経費、優勝祝賀会経費等、総額260万9,000円を追加いたしております。

最後に、第14款予備費は同額の260万9,000円を減額し調整いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。以上よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま、2号の専決処分について、一般会計補正予算でございます。町長からご説明を申し上げました。

私からは、一言おわびを申し上げておきます。過日から職員の不祥事といったことでございまして、これが8月30日に消防団の京都府大会、小型ポンプ車操法の優勝祝賀会といったことで、議員の皆様、それから8月30日に開催する予定でございました。そういったことで、町の判断

といたしまして中止ということにさせていただきました。消防団をはじめ、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしました、心よりおわびを申し上げたいと思いますし、ご理解がいただきたいというふうに思っております。

それで、今回、専決補正をさせていただきましたのは、10月7日に東京でございます全国大会でございます。第22回になりますか、そうした中でそれに向けて、先ほど町長が申し上げましたように、8月31日から野田川わくばるにおきまして、週3回、野田川第5分団、それと応援部隊ということで、消防団が早速練習をしていただいております。そういったことも含めまして、専決補正をさせていただいておりますし、過日、8月の終わりには東京へ団長以下、分団の要員が参りまして、現地も視察をさせていただいております。そういったことで、どうしても9月の定例会まで間に合わないといったことございまして、関係の費用を補正で専決をさせてもらったということでございますので、ご理解がいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第76号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第76号 専決処分承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第6 議案第77号 与謝野町公平委員会委員の選任についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第77号 与謝野町公平委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

与謝野町公平委員会委員としてお世話になっておりました植田宗一氏の任期が、去る6月30日をもって満了しておりました。本来であれば6月議会でご提案すべきところでしたが、失念をしておりまして、まことに申しわけございませんでした。

今回、改めて引き続き同氏を選任することとして、ご提案を申し上げます。任期は4年となっております。

植田氏は、旧加悦町の公平委員会委員に引き続いて、与謝野町の公平委員会委員をお世話になっており、地方行政にも造詣が深く、人格高潔で公平委員会委員として最適任者と認めるものでございます。よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) ご異議なしと認め、これより議案第77号を採決します。
本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 与謝野町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第7 議案第78号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命についてから、日程第9 議案第80号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命について、以上、3件について一括議題とします。

暫時休憩をします。

(休憩 午前11時12分)

(奥野総務課長退席)

(再開 午前11時12分)

議 長(赤松孝一) 休憩を閉じ、会議を再開します。
提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第78号から議案第80号までの、与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

この職員懲戒審査委員会は、地方自治法施行規程に規定されており、昭和25年に地方公務員法が制定されるまでは、一般職、特別職を問わず、全ての地方公務員に適用されておりました。しかし、同規定については、地方公務員法が制定されて以後、平成19年の地方自治法の改正を経て、現在では特別職の職員のうち、副町長と地方公共団体の専門的な調査研究を行わせるために設置する専門委員に適用される規定となっております。

これらのものを免職、または過怠金に処する場合は、この同規定13条及び17条で規定されておりますように、懲戒審査委員会の議決を経なければならないというものでございますが、この委員の任期が6月30日で満了しておりました。本来であれば任期満了までに、ご提案申し上げるところ、失念をしており、まことに申しわけございませんでした。

このたび、改めて議案第78号の川勝原一郎氏、議案第79号の栗森利幸氏、議案第80号の奥野稔氏について、委員に任命したいので、このようにご提案を申し上げます。

当該委員の任期は4年となっております。川勝原一郎委員、栗森利幸委員は、いずれも人格高潔で、長年にわたって地方議会、あるいは地方自治に精通された経歴をお持ちの方でございます。また、奥野稔委員を含め職員懲戒審査委員会委員として最適任者と認めるものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） これより、議案第78号から議案第80号について、一括して質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認め、これより、まず最初に議案第78号を採決します。
本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第79号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

最後に議案第80号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号 与謝野町職員懲戒審査委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

奥野課長、着席をお願いします。

（休憩 午前11時16分）

（奥野総務課長着席）

（再開 午前11時16分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第10 議案第81号 与謝野町防災会議条例の一部改正についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第81号 与謝野町防災会議条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

東日本大震災以降、大震災を教訓に現在、防災対策全般において、防災体制の充実、強化が進められているところでございまして、災害対策基本法等の改正が行われております。

平成24年6月27日に施行されました災害対策基本法の一部改正では、東日本大震災から得

られた教訓を今後に生かすため、大規模広域的な災害に対する即応力の強化や、被災者対応の改善などの改正が行われました。

市町村防災会議は、災害対策基本法第16条第1項に基づき設置することが規定されておりますが、今回の災害対策基本法の改正では、都道府県及び市町村の防災会議においては、防災に関する諮問的機関として、その機能を充実、強化する必要があるとの観点から、所要の改正が行われました。

この条例改正については、これらの見直しを踏まえて所要の改正を行うものでございます。改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま町長から提案理由の説明をさせていただきました。私からは、改正の主な内容といたしまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

基本的には、災害対策基本法の一部改正によるものでございます。これにおきましては、防災会議の機能を充実、強化するものでございます。第2条にあります所掌事務の改正につきましては、これまでは防災会議における所掌事務では、地域防災計画の作成及びその実施の推進のほか、災害が発生した場合において、災害に関する情報を収集することと規定しておりました。しかし、災害発生段階では、防災会議で災害時の情報を収集するよりも、災害対策本部において、一元的に情報収集等の事務を行うことが効果的であると考えられることから、所掌事務の見直しを行うものでございます。

また、これまでは防災に関する重要事項の審議は所掌事務としては規定されておられません。そうしたことから、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、新たに所掌事務に追加をされたものでございます。

また、防災会議の委員構成の改正でございます。第3条第5項におきまして、防災会議の委員構成を掲げておりますが、地域防災計画の策定等に当たりましては、多様な意見を反映できるよう、現在、充て職になっております防災関係機関の委員等に加えまして、自主防災組織、または学識経験者のあるものを追加するといったことが、災害対策基本法で改正されてまいりました。いわゆる、あらゆる方面の人を委員として委嘱できるというふうにしたものでございます。

それから、第2条第3号では、水防法の一部改正がされましたことによりまして、これは単なる法律上の条例でございます。そういったことから条例から改正をしようというものでございます。

以上が、これが今回の主なポイントということでございます。よろしくご審議をいただきまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。私からの説明とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 本案につきましては、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第82号 与謝野町災害対策本部条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第82号 与謝野町災害対策本部条例の一部改正について、提案理由のご説

明を申し上げます。

先ほどの与謝野町防災会議条例の一部改正でもご説明させていただきましたが、平成24年6月27日に災害対策基本法の一部改正が施行されました。

市町村の災害対策本部は、災害対策基本法の規定に基づき設置することとされておりますが、災害対策基本法の一部改正により、これまでは災害対策本部の設置は、災害対策基本法第23条に都道府県と市町村を合わせた形で規定されておりましたが、今回の法改正により都道府県災害対策本部の規定とは別に、市町村災害対策本部の設置は、第23条の2に規定されることとなりましたので、この法改正に伴い条例改正をお願いしようとするものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第83号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第83号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、与謝野町有線テレビの新サービスとして、グローバルIPアドレス割り当てサービスを実施するに当たり、利用料及び手数料の金額を設定するため、所要の改正を行うものでございます。

本サービスは、現在、有線テレビが保有している払い出し可能なグローバルIPアドレスを有効に活用し、産業、農業、観光等の振興活性化を図ることを目的に実施しようとするものです。実施に当たり、先般有線テレビ放送運営等番組審査会に対し、料金等について諮問をさせていただきましたところ、平成24年8月10日付で、会長から利用料金等についての答申を受け、今回、議案提出の運びとなりました。利用料につきましては、月額5,000円、設定変更手数料として、初回のみ3,000円といたしております。また、条例中の保安器等の表記をONUに変更いたしておりますが、これは加悦地域で利用していた旧システム時の機器名称を現在の名称に変更を行ったものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第84号 与謝野町簡易水道給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第84号 与謝野町簡易水道給水条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例改正の内容は、簡易水道の料金を改定するものでございます。町のこれまでの考え方としましては、平成22年度に岩滝上水道の現状維持と、町全体の料金格差を解消するために、簡易水道と同じ料金としたことから、次の改定は平成28年度の上水道統合時に統一して行うこ

ととしておりました。それがなぜ簡易水道だけ今ということでございますが、ご承知のように、当町の簡易水道につきましては、平成19年の国の補助基準の見直しにより、平成28年度までに上水道へ統合することが義務づけられ、国の補助が受けられるのも、それまでとなったことから、急ピッチで老朽施設の統合整備を進めているところでございますが、国の補助金を受けているとはいえ、財源確保のための起債も多額であり、将来ピーク時の平成26年度末では起債残高が67億円もの膨大な金額になる見込みでございます。

このような状況で、上水道に統合するという事は簡易水道の経営効率の悪さから生じる格差是正のための交付税措置が受けられなくなり、公債費の償還を含め経営の全てを水道料金で賄わなければならない、それに見合った高額な料金設定をしなければならないわけでございます。そのため、現在の簡易水道に交付される交付税相当分を一般会計から財政調整基金として繰り入れ、岩滝上水道の事業規模との比較から7億8,000万円を目標として積み立て、統合後の公債費に備えるということとしておりますが、一般会計も厳しい財政状況であり、満足な繰り出しは困難になっております。また、水道料金のもととなる使用水量、いわゆる有収水量も減少傾向が続いており、先の見通しが立たない状況でございます。

このような状況では、統合時に基本料金が2,000円を超えるような料金設定をしないと、統合から一般的な財政期間である7年程度は財政調整基金でしのげても経営の安定につながる前に底をつき、結果として簡易水道に係る公債費のための料金設定を繰り返さなければならなくなるばかりか、次期の施設更新もままならない状況に陥り、後年度に大きな負担を強いることとなります。

町といたしましては、未知の要素が多いので、できればになりますが、今後、将来にわたって残債のための料金設定を繰り返すことのないよう、さらには消費税などの外部要因は別として、基本料金が2,000円を超すようなことがないようにしたいと考えております。

よって、これらを踏まえ、上水道統合後の水道事業の持続可能な経営基盤をつくるために、まず、経営に大きな影響を及ぼします簡易水道の料金改定を平成25年4月から実施することとし、料金の設定については10立方メートルまでの基本料金1,900円体系に、新たに8立方メートルまでの基本料金1,600円を加えた二段階基本料金の料金体系とさせていただく内容の改正をお願いするものでございます。

なお、岩滝上水道につきましては、平成29年4月からを予定しておりますので、申し添えさせていただきます。

具体的な改正内容、及び議案資料につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） それでは、議案第84号 簡易水道給水条例の改正内容及び議案資料につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど町長が提案説明で申し上げましたように、簡易水道の料金改正を伴う条例改正でございます。給水条例では、第3条に水道料金を定めており、別表に定める金額の合計額とするとなっております。したがって、この別表を改正させていただくわけですが、議案資料の9ページに新旧対照表をおつけしておりますのでごらんください。

まず、この表の見方でございますが、左側の現行では基本水量を10立方メートルまでとして、各口径別に基本料金を定めております。その上で超過料金としまして10立方メートルを超え20立方メートルまでの間でしたら、1立方メートルごとに160円を加算していくというものでございます。

例えば口径13ミリの場合、使用水量が10立方メートルまででしたら、一律に1,500円の基本料金となり、使用水量が11立方メートルになりますと、基本料金1,500円に超過料金として1立方メートル掛ける160円が加算され、料金は1,660円となります。さらに使用水量が25立方メートルだとすると、基本料金1,500円に超過料金として10立方メートル掛ける160円の1,600円と、5立方メートル掛ける170円の850円が加算され、料金は3,950円になるわけでございます。

この計算につきましては、口径が変わりましても同様でございますが、20ミリになりますと基本料金が1,500円から1,550円となるだけで、超過料金につきましては同様の計算となります。

そこで、今回の改正でございますが、右の改正案を見ていただきますと、基本料金の中に8立方メートルまでと、8立方メートルを超え10立方メートルまでの二段階の基本料金を設定させていただいております。

まず、8立方メートルまでを新たに設けた理由でございますが、老人世帯や独居など少水量使用者の負担を軽減するためございまして、現行の基本料金を100円だけ上げさせていただきまして、1,600円としております。

次に、8立方メートルを超え10立方メートルまでにつきましては、現行基本料金から400円アップの1,900円とさせていただき、超過料金につきましても、それぞれ区分ごとの単価を40円アップしております。なお、各口径別の計算の仕方につきましては、現行どおりでございます。

議案資料の次のページ、10ページでございますが、各使用水量ごとの現行、改正案、それぞれの料金をおつけしております。25立方メートルの欄に網かけをしておりますが、この25立方メートルが一般家庭の平均使用水量ございまして、現行料金では3,950円でございますが、改正案では4,950円となり、1,000円の値上げで、率にしますと25.3%の値上げになります。なお全体での改定率につきましては22.2%となるものでございます。

資料につきましては、次のページに上下水道審議会からの答申書、さらに審議会で審議に使用しました算定資料をおつけしておりますが、この内容につきましては、後ほどお世話になります全員協議会でご説明を申し上げます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第85号 町道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第85号 町道路線の認定について、提案理由のご説明申し上げます。

当該路線の終点について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められますので、道路法第10条第2項の規定に基づき、終点を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第85号につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

議案資料の28ページをごらんいただきたいと思います。

現在、石川宮津線の終点につきましては、林道の滝上奥山線と林道の大年線の分岐する地点まで、延長でいいますと3,307.4メートルということで、町道としておりました。今回、先ほど町長が申しあげましたように、一般の交通の用に供する必要がなくなったというふうなことで、地域のほうと十分調整をさせていただき、地域のご要望も受け、また農林課、あるいは、その上に施設がございます水道課ということで内部協議もさせていただき、今回、上程をさせていただきました。

このことにつきまして、十分調整をさせていただいたということでございますので、何とぞご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第86号 香河辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第86号 香河辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の定めにより、議会の議決を経て計画を策定する必要があるものでございます。

この法律に定める計画は、当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、そうした必要な財政上の特例措置等を定め、辺地と、その他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的としています。この計画に基づいて事業を実施するものについては、財政上の優遇措置である辺地対策事業債の対象事業として認められるものでございます。

今回の当該地域の辺地計画の策定につきましては、平成23年度で計画期間が終了いたしましたので、新たに平成24年度から平成28年度までの5カ年間の計画を策定するものでございます。

その内容につきましては、町道明石香河線改良事業、冷凍米飯加工施設整備事業、簡易水道統合整備事業を上げており、事業費は4億8,648万9,000円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明申しあげましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第87号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第87号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

岩屋西部辺地に係る辺地総合計画は、平成23年度に策定しており、今回の変更により町道岩屋川線の事業費の計画額の変更及び岩屋簡易水道整備事業で追加するものでございまして、総事業費を2億6,721万6,000円とするものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第88号 岩屋浄水場改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第88号 岩屋浄水場改良工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この工事は、老朽化した既設の岩屋浄水場の前処理施設、電気計装設備及び薬品注入設備を更新し、また、新たに遠隔監視及び非常時の施設担当者への情報伝達を含めた中央監視設備を整備するもので、簡易水道施設整備費国庫補助金事業として実施するものでございます。

工事概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、8月8日に条件つき一般競争入札を、参加業者5社により執行いたしました結果、契約の相手方は安田建設株式会社代表取締役 安田昌司、契約金額は1億4,350万9,800円で、うち消費税相当額は683万3,800円でございます。

工期は、本件議決日の翌日から平成25年3月15日までとするものでございます。工事の内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） それでは、議案第88号の工事内容を、お手元にお配りしております議案資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の32ページ、後ろから2枚目でございますが、平面図をおつけしておりますので、ごらんください。

位置的には岩屋地区の西側で岩屋峠手前を府道宮津養父線から約200メートル南に入った下常ダムの下流部に位置し、平面図でいいますと左側が下常ダムで右側が府道になります。

初めに浄水場の仕組みでございますが、図面左から矢印に沿って、下常ダム下流で漂流水を取水し、導水管により送られてきた水が取水流量計を通過して前処理ろ過機で一時的ろ過され、次の緩速ろ過池でさらにろ過された後、塩素を注入し飲料水となります。でき上がった水は、浄水場内

の配水池に貯水され、配水流量計を通過して岩屋地区へ配水するというものでございます。

これから、ご審議いただきます施行箇所は赤く色を塗っております部分で、平面図左から順に、まず、取水電動弁及び取水流量計を更新いたします。その上側に排水電動弁室と、その中に排水電動弁を新設しますが、これは降雨時により原水の濁度が設定値以上となった場合に、取水を停止し排水、いわゆる水を捨てるというものでございます。

次に、右側の前処理ろ過施設の更新でございますが、既設の前処理ろ過施設はコンクリートの池に荒砂を敷いたもので、老朽化に加え構造的にも原水の濁度処理、いわゆる濁りの処理が不十分であるために、濁度が高い場合には濁った水が、そのまま緩速ろ過池に流れ込み、水がつかれなくなるという事態が生じておりました。そのため、この前処理施設、緩速ろ過池ともに人力による泥のかき取り作業を頻繁に行わなければならなかったわけでございます。

そこで、今回、これらの問題を解決するために、与謝浄水場でも採用しております砕砂によるろ過機を設置することとしたものでございます。素材はステンレス製で直径3メートル、高さ2.4メートルの2槽式で、ろ過閉塞時やタイマー設定でポンプによる自動逆洗ができる装置を備えております。

また、既設の前処理ろ過池は前処理水槽兼逆洗ポンプ池に改良しまして、再利用するというところでございまして、その上部に砕砂ろ過機を新たに設置するというものでございます。

次に、右側のろ過電動弁室と、その中にろ過電動弁の新設につきましては、前処理水槽兼逆洗ポンプ池から観測ろ過池への流入を制御する弁となります。

その右側の新電気室でございますが、これは既設の薬品注入室を撤去しまして、新たに電気室を新設するもので、この中に浄水場を制御する電気計装設備として前処理盤、あるいは浄水場盤を設置いたします。また、新たに遠隔監視及び非常時の施設担当者への情報伝達を含めた中央監視設備を整備します。

次に、新電気室上側の滅菌室でございますが、これは既設の電気室を滅菌設備及び水質計器室として使用するもので、塩素滅菌設備として次亜塩素注入ポンプ2台の更新、既設残留塩素計の移設、また、これまでにはなかった原水濁度計と浄水濁度計を各1台新設するものでございます。

最後になりますが、図面右側の配水流量計を電磁流量計へ更新するほか、老朽及び使用変更による場内配管の布設がえ、あるいは附帯設備といたしまして場内舗装、フェンス修繕などを施工いたします。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第89号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第89号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は1億6,891万4,000円を追加し、総額を114億6,628万

6, 000円といたすものでございます。

それでは、歳出から主なものについて、ご説明申し上げます。19、20ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費は住民自治活動支援事業で、第19節負補交を3, 708万2, 000円追加いたしております。各地区から大変多くの自治振興補助金の申請がありましたので、それに伴いまして自治振興補助金を1, 948万2, 000円追加するとともに、三河内の梅谷会館の改築に伴う自治総合センターのコミュニティ助成事業の交付決定がありましたので、それに伴うコミュニティ補助金を1, 760万円追加いたしております。

次のページにかけて、第12目有線テレビ管理費では、有線テレビ施設整備事業を840万円追加いたしております。これはインターネットプランへの変更申し込みのほか、新規加入者が順調に伸びてきているため、今後のプラン変更、新規加入者の見込みから有線テレビ引き込み受託料と送受信設備機器の購入費を追加いたすものでございます。

15目地域交通対策費、北近畿丹後鉄道利用促進対策事業では、第13節委託料を203万円追加いたしております。これはKTRの利用促進を図るため、65歳以上の住民を対象に宮津、京丹後市、与謝野町の各駅からKTR線内の乗車運賃の住民負担を片道上限200円とする取り組みを平成24年10月から平成25年3月31日までの期間、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町で共同実施するものでございます。

第19節負補交はKTR再生支援事業補助金を944万1, 000円追加いたしております。これはKTRの再生支援策として吉本新喜劇とのタイアップ、ラジオでの情報発信等の集客事業を実施するほか、車両リニューアルによりイメージアップや保有施設の安全性を高める等の施設整備を実施するために沿線、府、県、市町で補助金を交付するものでございます。

次に、25、26ページをお開き願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、つながるころささえる事業を78万円追加いたしております。これは府内で依然として自殺率が高い丹後地域にあって、当町においても総人口に占める自殺者の割合、自殺率が高いことから、自殺予防の環境づくりとして予防啓発映画の上映、メンタルチェックシステムの導入などを行い、早急な予防対策に取り組むものでございます。

同じページの第2目障害福祉費自立支援医療給付事業は、昨年度までは医療機関に入院している重症児の医療費支給に関する事務は国が行っておりましたが、今回の事務移管により、町において、その事務を行うこととなりましたので、第20節扶助費、更生医療費を800万円追加いたしております。障害福祉費一般経費は、平成23年度の自立支援給付費等の精算により返還金を2, 147万6, 000円追加いたしております。

次に、第3目高齢者福祉費、高齢者福祉施設整備事業は、天橋立訪問看護ステーションが現在建築中のやすらの里内にサテライト型事業所を設置することに対する補助金として、国庫補助金を財源に第19節負補交、与謝野町公的介護施設等整備事業補助金を300万円追加いたしております。

次に、27、28ページ、同じく第3目高齢者福祉費、地域包括ケア総合交付金事業は、介護事業所等にコーディネーターを設置する事業や地域公民館を活用し、サロン、給食サービス等を実施する事業に対する補助金として第19節負補交、高齢者地域支援体制強化事業補助金を320万4, 000円追加いたしております。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業は、第13節委託料を380万円追加いたしております。これは昨年度、岩屋学童クラブについては、参加人数が少なかったこともあり、三河内学童クラブと合同で実施をしておりましたが、今年度は岩屋学童クラブの参加申込人数がふえ、4月から急遽開設することとなりましたので、その開設に伴う経費を追加するほか、加配児童数が多く職員配置数を追加する必要がありましたので、それに伴う追加経費を追加いたすものでございます。

次に、29、30ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、予防接種事業は予防接種委託料を500万円追加いたしております。これは生ポリオワクチン接種について、国の方針により、ことし9月からポリオの不活化ワクチンが導入されることになりました。そのため集団接種による生ポリオワクチンの経口接種から個別接種による不活化ワクチンの皮下接種に接種方法が変更となることから、医療機関に支払う予防接種委託料を追加いたすものでございます。

次のページの第5款労働費、第1項労働諸費、第2目雇用対策費、有害鳥獣関連雇用対策事業は、有害鳥獣防除施設設置委託料を615万円追加いたしております。これは地域の人手不足が原因で、野生動物の被害対策が実施できない問題を解決するため、有害鳥獣防除施設の設置に必要な作業員を地域の離職者、失業者を対象に雇用することで、地域が抱える有害鳥獣被害対策と雇用問題の相乗効果を図り、地域と離職者などの生活の安定を図るものでございます。本事業は国の緊急経済対策に伴う緊急雇用事業が昨年度で終了したものの、当町の雇用状況は依然として厳しいものがあり、雇用対策の一助となるよう、町単独事業として実施するものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、京力農場づくり事業は、第19節負補交など、総額590万円追加いたしております。これは高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題を抱え、5年、10年後の展望が開けない、描けない地域がふえてきている現状を解決するため、検討委員会を設置し、今後の農業プランを作成、また作成したプランを実施するために必要な農業用機械などの導入に対して助成する補助金等を計上したもので、全額を京都府の補助金を活用し実施する事業でございます。

次に、35、36ページをお開き願います。第7款商工費、第1項商工費、第5目観光施設管理費、クアハウス岩滝管理運営事業は、計画をしてました駐車場の舗装修繕工事に加え、駐車場入り口看板の更新やグレーチング更新についても実施する必要があるため、今回第15節工事請負費を360万円追加いたしております。財源としては、歳入でもご説明いたしますが、天の橋立岩滝温泉活用基金を同額取り崩し充当しております。

次に、37、38ページをお開き願います。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路維持費、道路補修事業では修繕料など、総額550万円追加いたしております。下水道関連の修繕費を計上するほか、4月に起きた亀岡市の登校中児童らの交通事故を受け、町内の通学路の再点検を実施し、区画線の修繕が必要な通学路の修繕工事費を追加いたすものでございます。同じく第2目道路維持費除雪対策事業では、除雪機借上料など、総額350万2,000円追加いたしております。除雪遅延地域も遅延解消や除雪業者保有車両廃車に伴う除雪作業の追加借入れのために必要な経費を追加したものでございます。第3目道路新設工事費、道路新設改良事業では、第15節工事請負費を2,200万円追加いたしております。これは、先ほどの道路維持補修事

業と同様に通学路の擁壁、側溝の新設工事費などを追加し、登下校の安全性向上に努めるものでございます。同事業の第19節負補交、孫六橋架けかえ事業負担金は、地元協議により実施、延期となったため2,500万円を皆減するものでございます。

次に、41、42ページをお開き願います。第9款消防費、第2目非常備消防費、全国消防操法大会出場事業では、先に説明いたしました8月21日専決処分的一般会計補正予算（第2号）では、大会本番までに必要な経費として訓練にかかる経費などを計上いたしていましたが、本補正予算では大会参加への旅費、大型バスの貸し切り経費など、総額605万6,000円を追加いたしてあります。

次の、47、48ページの第14款予備費は79万円を追加し調整いたしてあります。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。第9款地方交付税は普通交付税を7,200万円追加いたしてあります。第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金は歳出でご説明いたしました自立支援医療給付事業の更生医療費の国庫負担分400万円を追加いたしてあります。第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金では、先ほど歳出でご説明いたしました、やすらの里内にサテライト型事業所を設置する事業に対して交付される国庫補助金、地域介護福祉空間整備等交付金を歳出と同額の300万円追加いたしてあります。

第14款府支出金、第2項府補助金、第1目総務費府補助金では、住民自治支援事業費補助金として京都府未来戦略一括交付金を1,284万1,000円追加いたしてあります。第2目民生費府補助金、第1節社会福祉費補助金、自殺対策事業費補助金は、歳出でご説明いたしました、つながるこころささえる事業に対して交付される府の補助金であり、歳出と同額の78万円追加いたしてあります。第3節高齢者福祉費補助金、地域包括ケア総合交付金は、こちらも府の100%の補助事業であり、歳出の地域包括ケア総合交付金事業と同額の374万4,000円を追加いたしてあります。第5目農林水産業費府補助金、第1節農業費補助金、農業体質強化基盤整備促進事業補助金は、当初予算で計上いたしてあります農業用施設整備事業B線改良事業に対し補助金の交付決定がありましたので、事業費3,500万円のうち6割に当たる2,100万円を追加いたしてあります。同じく第1節農業費補助金では、京力農場づくり補助金を550万円、次のページに京力農場プラン作成事業費補助金を40万円追加いたしてあります。これは歳出でご説明いたしました、京力農場づくり事業に対して交付される補助金でございます。

第17款繰入金、第1項基金繰入金は、天の橋立岩滝温泉活用基金繰入金を360万円追加いたしてあります。第18款繰越金は、前年度繰越金を6,328万1,000円追加いたしてあります。

次に、第19款諸収入、第3目雑入では自治宝くじ助成金、これはコミュニティ事業分でございますが、1,500万円追加いたしてあります。これは歳出でもご説明いたしました、三河内の梅谷会館の改築に伴う自治総合センターのコミュニティ助成事業の交付決定に伴い追加したものでございます。

次に、第20款町債、第5目農林水産業債は、農業用施設整備事業債を2,000万円減額いたしてあります。これは農業用施設整備事業のB線改良事業に対して府の補助金が交付されるこ

ととなったため、当初、充てる予定にしていた合併特例債を減額するものでございます。

第7目土木債は、歳出でご説明いたしました事業に基づき、総額980万円を減額いたします。第12目臨時財政対策債は普通交付税の算定により確定いたしましたので1,981万9,000円減額いたします。

なお、8ページ「第2表地方債補正」を計上し、同額を変更いたします。

以上が、平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで昼食のため休憩に入りたいと思います。

13時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時11分）

（再開 午後 1時30分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

まず最初に、けさほどの諸般の報告の中で議会活性化特別委員会の井田委員長から発言があったのでございますが、それに対します一部訂正がございますので、発言を求めておられますので、井田議員から発言をお願いいたします。

13番、井田議員。

13番（井田義之） すみません、貴重な時間をいただきまして、先ほどちょっと間違っただいのか、詳しく報告ができなかった部分がありますので、再度、私のほうからお配りしました視察研修の報告書を見ていただいたらありがたいんですが、まず、佐用町の議員の構成ですが、合併のときには54人、その後、次の年に選挙がありまして22人になりました、18年5月です。その後、資料の中では22年5月1日、20人、22年5月1日、18人となっております。それで、これにつきまして、ちょっと佐用町のほうに聞いていただきましたら、19年3月26日に条例改正を行って、22年5月1日から20人するという条例が可決されたそうです。ところが、その後、2年後の21年7月8日に、また、協議をされて条例改正を行い、22年5月1日は20人でなしに、18人で実施をするということで、22年5月1日に18名として選挙がされたということですので、修正と報告をさせていただきます。

なお、その後の湯梨浜町ですけれども、18人、17人、12人ということで、12人の分について、24年3月というのは、もう既に終わっておるということを言いましたけれども、ここに書いておりますように、24年3月、ことしの3月に条例改正を行って25年4月、次の選挙というのは25年4月からは12人になりますということでありましたので、皆さんにおわび方々、ご報告をしておきます。

ありがとうございました。

議長（赤松孝一） それでは、日程第19 議案第90号 平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第90号 平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

について、ご説明申し上げます。

今回の補正は739万3,000円を追加し、総額を1億8,230万6,000円といたすものでございます。

それでは、10、11ページの歳入をお開き願います。第3款財産収入は分譲宅地売払収入を739万3,000円追加いたしております。これは京都府において改修いただいております加悦奥川河川改修事業で、家屋移転が生じるため特定分譲宅地用地として代替地を土地開発基金で保有しております。このたび用地協力者との調整が整いましたので、JA加悦支店前の宮野分譲宅地を売却いたすものでございます。以上が、歳入でございます。

続きまして、歳出について、ご説明いたします。12、13ページをお開き願います。第5款諸支出金、第1項普通財産取得費は普通財産購入事業で、土地等購入費を歳入と同額の739万3,000円追加いたしております。この土地購入費は、先ほどの歳入でご説明いたしました土地開発基金で取得している宮野分譲宅地を一旦、宅地造成事業特別会計で買い取り、その上で事業協力者の方へ売却いたすものでございます。

以上が、平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第91号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第91号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では2,208万9,000円を追加し、総額を23億5,781万9,000円といたすものでございます。また、サービス事業勘定では7万5,000円を追加し、総額を1,409万5,000円といたすものでございます。

それでは、まず、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は国、府それぞれへの前年度精算分として返還金を2,069万7,000円追加いたしております。8款予備費では139万2,000円追加し調整いたしております。以上が、歳出でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第4款支払基金交付金は介護給付費交付金の前年度精算分として71万3,000円を追加いたしております。第7款繰入金、第2項基金繰入金は介護保険事業基金繰入金を2,100万円追加し調整いたしております。第8款繰越金は前年度繰越金が確定しましたので37万6,000円追加いたしております。以上が、事業勘定でございます。

次に、サービス事業勘定についてご説明申し上げます。まず、歳入についてご説明させていただきます。22、23ページをお開き願います。第2款繰越金は前年度繰越金が確定しましたので7万5,000円追加いたしております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。24、25ページをお開き願います。第3款予備費

では7万5,000円を追加し調整いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第92号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第92号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では1,943万6,000円を追加し、総額を30億2,163万6,000円といたすものでございます。また、直営診療所勘定では155万3,000円を追加し、総額を1億2,905万3,000円といたすものでございます。

それでは、まず事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では一般管理費一般経費で第13節委託料を30万円追加いたしております。税制改正に伴う年少扶養控除の廃止により電算プログラムの変更を委託するものでございます。第12款予備費は1,913万6,000円追加し調整いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第11款繰越金は前年度繰越金が確定いたしましたので1,943万6,000円追加いたしております。以上が、事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定の歳出について、ご説明申し上げます。24、25ページをお開き願います。第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費では、一般管理費一般経費を155万3,000円追加いたしております。これは医療事務員については、継続雇用を想定し予算計上しておりましたが、医療事務臨時職員から退職の申し出があり、その補充として医療事務ができる即戦力の人材を配置する必要がありましたので、現在は人材派遣会社から医療事務員を派遣していただき対応しております。そのため第7節賃金を132万7,000円減額し、逆に第13節委託料で医療事務員派遣委託料288万円を追加いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。22、23ページをお開き願います。第1款診療収入、第1項外来収入、第1目国民健康保険診療報酬収入では、自町国民健康保険診療収入を見込みにより125万7,000円追加いたしております。第6款繰越金は、前年度繰越金が確定いたしましたので、29万6,000円追加いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（赤松孝一） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第22 議案第93号 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第93号 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は274万4,000円を追加し、総額を2億4,624万4,000円といたすものでございます。

まずは歳出からご説明申し上げます、12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、一般管理費一般経費を40万3,000円追加いたしております。第18節備品購入費で情報通信機器購入費を32万3,000円追加いたしておりますが、後期高齢者医療広域連合との連携用のパソコンを更新するものでございます。第4款予備費は234万1,000円追加し調整いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第4款繰越金は前年度繰越金が確定いたしましたので、274万4,000円追加いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第23 議案第94号 平成24年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第94号 平成24年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は46万2,000円を追加し、総額を8,041万2,000円といたすものでございます。

まず、歳入について、ご説明申し上げます。10、11ページの第1款分担金及び負担金から第6款諸収入まで、全てを各財産区の補正に基づき追加、あるいは減額いたしております。その中で第4款繰入金、第1目一般会計繰入金は分収林の売却に伴い一般会計で73万5,000円を売払収入として受け入れ、滝財産区との分収林契約に基づき配分金として31万円を繰り入れているものでございます。以上が、歳入でございます。

続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。16、17ページから最終ページにかけての第1款財産区管理費は、これも各財産区の補正により、それぞれの財産区において追加、あるいは減額いたしております。なお、20、21ページの第2款予備費は290万4,000円追加し調整いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第24 議案第95号 平成23年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第34 議案第105号 平成23年度与謝野町水道事業会計決算認定についてまで、以上11件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 異議なしと認め、日程第24 議案第95号から日程第34 議案第105号の決算認定にかかわる11議案を一括議題といたします。

早速ですが、提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第95号 平成23年度与謝野町一般会計歳出決算認定についてから議案第105号 平成23年度与謝野町水道事業会計決算認定についてまで、その概要を一括してご説明申し上げます。

別冊の決算参考資料に基づいて説明させていただきます。まず、13、14ページの各会計歳入歳出決算総括表をごらんいただきたいというふうに思います。

一般会計と特別会計との総合計は、歳入歳出の予算額が214億1,117万9,000円に対しまして、収入済み額が209億9,249万6,000円、支出済み額が205億6,227万3,000円で、差し引きしますと4億3,022万3,000円の黒字でございました。

なお、一般会計、簡易水道特別会計及び介護保険特別会計の事業勘定では翌年度に明許繰越を行っております。その下に公営企業会計であります、水道事業会計の決算を上げております。収益的収入総額が1億5,337万4,000円、収益的支出総額が1億6,907万2,000円で行ってまいりました。企業会計ですので、収支の差し引きとはなりません、当年度の純損失としましては1,764万8,000円となり、この損失は資本剰余金の繰り入れにより欠損金処理を行うものでございます。また、資本金収入総額は68万5,000円、資本金支出総額は8,591万2,000円で、資本金収入額が資本金支出額に不足する額8,522万7,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金の8,327万7,000円及び消費税資本金の調整額195万円で補填をいたしております。

15、16ページでは歳入歳出決算額の推移を掲載し、前年度との比較をしております。また、普通会計等財政状況調べでは、実質収支は1億4,648万円の黒字となっておりますが、22年度の実質収支と比較いたしますと減額となりましたので、単年度収支は赤字となり、実質単年度収支は5,033万円の赤字となっております。下側の諸係数が財政状況を分析する上で最も基本となるものでございます。それでは、まず、左側の財政力指数ですが、この比率が1に近いほど財政に余裕があるものとされていますが、3カ年平均で0.317となっております、相変わらず財政基盤の弱い状況となっております。起債制限比率はわずかに改善しております。分母である標準財政規模は、普通交付税が増加しているものの、臨時財政対策債発行可能額が大きく減少しトータルではわずかに減少しております。一方、分子となる地方債の償還金そのものは増加いたしておりますが、その償還金に対する標準財政需要額算入額が膨らんだことによるものでございます。実質公債費比率は3カ年平均で16.4となっております、22年度と比較いたしますと0.1ポイント減少しております。次に、実質赤字比率と連結実質赤字比率ですが、全て

の会計において黒字であり、どちらの指標も該当いたしません。

次の将来負担比率ですが、数値は150.6となっており、早期健全化基準として定められております350と比較いたしますと、負担の少なさが読み取れます。22年度と比較いたしますと、22.0ポイント増加しており、公営企業債等繰入見込み額の増加によることが要因でございます。一方、経常収支比率は87.0%の決算となっておりまして、前年度より1.8ポイント高くなりました。その要因といたしましては、人件費の経常一般財源は減少しているものの、物件費や公債費の経常一般財源が増大したことなどによるものでございます。

次に17、18ページの普通会計款別決算額比較表の歳入の状況でございます。歳入の最も大きなウエートを占める9番の地方交付税は54億553万6,000円で、全体の45.6%を占め、前年度比4.3%の増となっております。全体の15.2%を占める一番の地方税は町民税の個人が656万1,000円の減収、町のたばこが1,221万6,000円の増収となるなど、税全体で前年度比0.6%の増となっております。14番の国庫支出金は、前年度比44.4%減の9億1,842万円となっております。緊急経済対策の交付金事業が繰り越し分を除き一定終了したことなどによるものでございます。また、21番の地方債でございますが、前年度比17.3%減の14億4,191万9,000円の借り入れとなっております。平成22年度と比較して防災行政無線整備事業の発行額が減少したことや、臨時財政対策債の減少によるものでございます。

次に、19、20ページの歳出の状況でございますが、第1款議会費は対前年度比36.5%増の1億4,473万円となっております。これは議員年金制度の廃止に伴う議員共済会負担金の増によるものでございます。第6款農林水産業費は対前年度比44.1%増の6億1,624万6,000円となっております。リフレかやの里のリニューアルオープンに向けての施設整備を実施したことなどによるものでございます。第2款総務費は有線テレビ拡張事業の事業費の減少などにより対前年度比27.6%減の14億8,245万9,000円となっております。第5款労働費は、対前年度比34.9%減の3億3,220万2,000円となっております。住宅改修助成事業や緊急雇用対策事業、また、平成22年度からの繰り越し分として、きめ細かな交付金事業などを実施しているものの、一方で国の地域活性化対策として取り組んできた各種臨時交付金事業が一定終了したことによるものでございます。

次の21、22ページは、町税の収入内訳を上げております。先ほども申し上げましたとおり、税金は全体で0.6%の増となっており、徴収率についても右から二つ目にありますとおり91.3%の決算となっておりまして、前年度より1.0ポイント上がっており、長引く景気の低迷により毎年減収傾向にありましたが、ようやく微増ではあるものの、増収へとってきています。京都地方税機構での共同徴収も一定軌道に乗ってきており、滞納整理や差し押さえ等の強硬手段も講じながら業務を進めており、滞納分の徴収率は3.1ポイント上がり、年々成果が出てきております。なお、一方で現年分、これは納期内納付分でございますが、その徴収率を上げることで新たな滞納を防ぐ努力も必要であり、引き続き徴収業務に力を入れていきたいというふうに考えております。

次に23、24ページでございますが、普通会計性質別経費の状況を示しております。この中で、2番の扶助費は、総額で13億7,259万4,000円となっており、対前年度比では

4. 4%の増となっております。子ども手当で支給事業の増加などによるものでございます。6番の補助費等につきましては、対前年度比3.5%の増となっており、中でもうち一部事務組合負担金が12.9%と大幅な増となっております。これは、橋立中学校の耐震改修及び学校給食に向けての施設改修に伴う与謝野町宮津市中学校組合負担金の増額によるものです。11番の投資的経費は、普通建設事業費で有線テレビ拡張事業のほか、災害復旧事業、地域活性化対策の各種事業などの減により、対前年度比38.6%の大幅な減額となっております。

次に、25ページから28ページにかけて、普通会計経常収支の状況を歳入歳出それぞれ掲載しております。

次に、29、30ページをお開き願います。ここでは一般会計の目的別、節別決算表を掲載いたしております。それぞれの款ごとに節単位で幾らの支出があったのかをわかるようにまとめております。

次に、31ページから34ページにかけて、普通会計の投資的経費を財源内訳も含めて掲載いたしております。

35ページから39ページには、不用額説明書も掲載いたしております。50万円以上の不用額が発生したものを各課ごとに掲載いたしております。

40ページから43ページには、未収入調書、不納欠損処分調書を掲載いたしております。一般会計全体での不納欠損額は972万9,000円となっております。

44ページには普通会計債務負担行為額の状況を掲載いたしております。

45ページには一時借入金運用状況を掲載いたしておりますが、平成23年度での借り入れはございませんでした。

46、47ページでは、基金の状況を5月末の出納整理後の状況で報告しております。

48ページには、土地開発基金、土地集計表を掲載いたしております。昨年度の決算認定におきまして、議員から土地開発基金の中の土地の状況についても参考資料に入れるべきとのご指摘をいただきおりましたので、本決算から添付させていただいたものでございます。

次に、49、50ページには、会計別職員人件費を上げております。平成23年度のラスパイレース指数は、一番下にありますように93.1%と前年度対比0.6ポイント上がっております。ちなみに府内市町村平均は96.4%でございます。

51ページから60ページまでは、現在、借りている町債について掲載しております。51ページには一般会計分、52ページには特別会計分、53、54ページは、その借入先別の明細、そのほかでは55ページから60ページに普通会計の事業別の現在高の状況、借入先、利率別の状況、今後の年度別償還状況を示しておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

53、54ページの借入先明細では全体の町債残高を上げております。一般会計の平成22年度末現在高が143億8,898万6,000円に対しまして、平成23年度では143億3,722万3,000円となっており、5,176万3,000円の減額となっております。特別会計におきましては181億108万円に上り、前年度に比べて6億9,625万6,000円増加いたしております。また、水道事業会計では4,427万円減額し、9億8,420万6,000円となっており、総合計では334億2,251万円となっており、住

民1人当たりいたしますと約139万円の借金を抱えていることとなります。

次に、61ページから68ページには、野田川衛生プラント、学校給食センターなど施設に係ります収支状況と利用状況を掲載いたしております。

また、69ページから94ページには、指定管理者収支状況を掲載し、各指定管理施設の利活用の状況や収支状況をまとめておりますので、ご参考にしていただきたいというふうに思います。

95ページから最終の217ページには、一般会計並びに特別会計の主要施策の成果概要調書を掲載いたしております。一般会計では各課ごとに、決算の事業区分ごとに、その概要をまとめております。また、特別会計では、それぞれの会計での決算規模や運営状況、事業概要を上げております。ご参考にしていただきたいというふうに存じます。

最後に決算書の331ページから345ページにかけて、財産に関する調書をつけ、年度末で所有しております財産を掲載いたしておりますので、ご参考にしていただければというふうに思います。以上、簡単にご説明申し上げましたが、平成23年度一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。

この後、副町長からもご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） この後、副町長から詳細な説明があるようでございますが、大変時間を費やすようでございますので、ちょっとここで、25分まで休憩させていただきます。

（休憩 午後 2時09分）

（再開 午後 2時25分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

先ほど太田町長より提案理由の説明をいただいたわけでございますが、引き続きまして、より詳細に堀口副町長より説明を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） それでは、私から会計ごとに、主に決算書に沿ってご説明を申し上げます。全て共通ですが、金額の単位は1,000円単位に四捨五入したものでございます。

それではまず、議案第95号の一般会計歳入歳出決算について、主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、通常の事業にかかわりますものは省略させていただき、特徴的なものについてのみご説明させていただきます。

決算書の14、15ページをお開き願います。第1款町税でございますが、第1項町民税から第5項都市計画税までの合計は、調定額が19億8,021万7,000円に対しまして、収入済み額は18億807万8,000円で、不納欠損処分をいたしました972万9,000円を差し引きました収入未済額は1億6,241万円となっております。この24年度へ繰り越しました滞納額は、22年度決算と比較いたしますと603万9,000円、率にいたしますと3.6%の減額という状況でございます。

次に、18、19ページの第9款地方交付税でございますが、備考にありますように、普通交付税は48億7,547万2,000円で、前年度より4.9%、2億2,641万1,000円の増額となっており、特別交付税は5億3,006万4,000円で、前年度より

0.9%、488万7,000円の減額となっております。

次に、20、21ページの第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第2目民生費負担金の第2節児童福祉費負担金の保育料の徴収実績は、現年度分が1億2,904万1,000円、徴収率97.0%、滞納繰越分76万5,000円、徴収率4.7%でございます。第7目教育費負担金では、次のページに給食センター施設整備負担金を1,544万5,000円収入いたしております。平成24年度から実施しております橋立中学校の学校給食のための施設改修等への負担金でございます。次に、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料の第2節企画情報使用料は、有線テレビへの加入者がふえたことに伴い施設使用料等総額で1億3,443万5,000円、前年度より3,237万9,000円の大幅な増額となっております。

次に、28、29ページの第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金は、全体で1億5,462万5,000円の補助を受けております。合併市町村補助金や地域活性化対策の各種交付金事業に対する補助金でございます。第7目土木費国庫補助金は、全体で1億2,192万4,000円となっておりますが、備考欄にありますように、道路改良事業費補助金が事業費の60%の8,743万9,000円、都市公園事業費補助金が事業費の50%の1,800万円などとなっております。なお、平成23年度も大変な豪雪となったことから、除雪経費が膨大になったことに伴い、2年連続で臨時的に市町村道除雪費補助金を1,550万円交付いただいております。

次のページの第10目災害復旧費国庫補助金は、道路・河川の災害復旧事業に対し1,309万1,000円の補助を受けております。

次に、41ページにかけての第14款府支出金、第2項府補助金は、第1目総務費府補助金から、第9目教育費府補助金の中で31件が京都府のみらい戦略一括交付金の対象となり、その総額は9,805万2,000円でございます。

32、33ページの第2目民生費府補助金では、算所会館改修工事に伴い地方改善施設整備費補助金を3,083万円受け入れております。次のページの第3目衛生費府補助金では、クアハウス岩滝へのソーラーパネル設置やわーくぱる駐車場へのLED照明の設置に対し、おひさまエコタウン応援事業補助金を1,991万1,000円受け入れております。第4目労働費府補助金は各緊急雇用対策事業に対して4,408万5,000円を受け入れております。

42ページから45ページにかけての第15款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入では、土地売払収入を1,679万9,000円受け入れております。これは、鳥取豊岡宮津自動車道の整備に伴い、野田川衛生プラントの用地を京都府道路公社に売却したことによるものでございます。その下の第5目有価証券売払収入では20万円を収入していますが、これは京とうふ加悦の里株式会社への出資を引き上げさせていただくこととし、有価証券を売却したことによるものでございます。第17款繰入金、第1項基金繰入金、第6目大名行列継承基金繰入金は1,196万1,000円を繰り入れております。昨年11月13日に開催いたしました大名行列に対し、同実行委員会への補助金に充当したものでございます。

次に少し飛びますが、52、53ページをお開き願います。第19款諸収入、第4項雑入、第3目雑入では、国民文化祭市町村運営助成交付金を500万円収入しております。これは、昨年

開催いたしました第26回国民文化祭の開催経費として、京都府の実行委員会を通じて交付されたものでございます。

52ページから57ページへかけての第20款町債でございますが、総額14億4,191万9,000円の借り入れを行っております。うち合併特例債がCATV整備事業債など7億1,730万円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。58、59ページをお開き願います。第1款議会費は総額で1億4,666万2,000円を支出いたしております。議員報酬、職員人件費などが主な経費でございまして、議会運営、議会広報に必要な経費を執行いたしました。なお、議員年金制度の廃止に伴い議員共済会負担金が大幅な増となっております。

次に、60ページからの第2款総務費では、63ページに一般管理費に係る職員人件費を掲載しておりますが、第3節職員手当等で退職手当組合特別負担金を5,383万3,000円支出いたしております。勸奨退職者に対する特別負担金を支出いたしたものでございます。

72ページからの第5目財産管理費は、3庁舎の管理経費やマイクロバスの運行事業経費でございます。参考までに3庁舎の管理費は3,699万1,000円となっております。

次に、78、79ページの第6目企画費は、総額で2億1,319万8,000円を支出いたしております。住民自治活動支援事業では、自治振興補助金とコミュニティ事業補助金を交付しています。また、81ページへかけての企画費一般経費では大名行列実行委員会補助金や地域振興基金積立金などを支出いたしたものでございます。11月13日に開催いたしました大名行列はオータムフェスティバルとの同時開催ということもあり、当日は2万人の大観衆でにぎわい、成功裏に終えることができました。多くの皆様にご協力をいただき、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

次に、84ページから91ページの第12目有線テレビ管理費は、総額で1億6,817万2,000円を支出いたしております。なお、有線テレビ施設使用料との収支から将来の設備更新に備え、89ページの情報連絡施設基金積立金で利子分を除き3,500万円の積み立てを行っております。

90、91ページの第13目有線テレビ整備費は有線テレビ拡張事業で1億1,919万2,000円を支出いたしております。これは全額を22年度からの繰越事業として実施したもので、拡張地域の未実施分や府営・町営住宅の線路設備やセンター設備を行ったものでございます。年度末での加入率は3月末で84.6%となっております。

続きまして、94ページから99ページへかけての第2項徴税费は、総額で1億937万3,000円を支出いたしております。中でも99ページの賦課徴収費一般経費の中の第19節負補交に京都地方税機構負担金を1,643万4,000円支出しておりますが、そのうちの1,223万1,000円は、機構への2名の派遣人件費として収入をいたしております。

次に、108ページからの第3款民生費についてご説明を申し上げます。第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、総額で7億2,966万2,000円支出いたしております。この中で113ページの地域福祉空間整備事業では、3,582万5,000円を支出いたしておりますが、障害児療養教室の新築移転整備への交付金による支援、加悦加工場跡地に建設中の地域共生型福祉施設整備に伴う造成工事費などでございます。なお、同施設に「よさのうみ福祉会」が

建設中の障害者就労支援施設に対しましての地域福祉空間整備事業交付金1, 164万円を24年度へ繰り越しております。

114ページからの第2目障害福祉費は、総額で6億1, 849万2, 000円を支出いたしております。障害福祉サービス事業では、平成23年度からの新たな取り組みとして職場実習奨励事業を実施いたしております。

120ページからの第3目高齢者福祉費は、総額で5億126万1, 000円を支出いたしておりますが、この中で125ページの高齢者福祉施設整備事業として4, 184万9, 000円を支出いたしております。高齢者のグループホーム「ふれあい」への防災施設整備や「ユメライフはしだて」への施設整備に対しての交付金による支援でございます。なお、地域共生型福祉施設内に建設します交流広場の整備に対しましての地域福祉空間整備事業交付金3, 000万円を24年度へ繰り越しております。次に第5目社会福祉施設管理費では129ページの算所会館管理運営事業で同館の施設改修を4, 278万8, 000円をかけて実施をいたしております。

次に、142ページからの第4款衛生費について、ご説明申し上げます。144ページからの第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では、147ページの繰出金で簡易水道特別会計の今後の収支見込みから財政調整分として1億2, 000万円を繰り出しております。第2目予防費では、子宮頸がんワクチン等接種事業でヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンを含め、延べ2, 149名の方が接種をされております。そのほか予防接種事業や健康教育、機能訓練、運動教室等を実施した健康づくり事業など、町民の健康づくりや子供の健やかな成長を守るための事業を行ってまいりました。

153ページの第3目環境衛生費では、環境美化保全対策事業で「よさの百年の暮らし委員会」を設置し、その協力も得ながら地球温暖化防止実行計画を策定いたしております。次のページのおひさまエコタウン事業では、平成22年度からの繰り越し事業を含め2, 837万4, 000円を支出いたしております。京都府の補助事業を受け、クアハウスにソーラーパネルを設置するとともに、わーくぱる及びりフレ加悦の里の駐車場にLED照明を設置いたしました。

次に、158ページの第2項清掃費、第2目塵芥処理費は、総額で3億2, 695万7, 000円を支出いたしておりますが、宮津市清掃工場工事費分担金、ごみ処理委託料をはじめ全てのごみ処理にかかる経費でございます。なお、24年1月には1市2町による宮津与謝広域ごみ処理施設整備推進協議会を設置し、広域ごみ処理の具体的な協議に入っております。

次に、166ページからの第5款労働費、第1項労働諸費は、総額で3億3, 220万2, 000円を支出いたしております。中身としましては、国の雇用創出事業を活用した緊急雇用対策事業のほか、現下の雇用情勢に配慮し、ハローワークへの上乗せ補助として緊急雇用安定化助成金を交付しております。また、国の地域活性化対策として、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、町内の経済を刺激すべく多くの事業を実施いたしました。なお、175ページの住宅改修助成事業は、503件の利用で7, 602万6, 000円の補助金実績となっております。また、有線テレビ加入促進事業は、930件の利用で1, 510万7, 000円を交付いたしております。なお、住宅改修助成事業は5, 848万2, 000円を24年度へ繰越明許いたしております。

次に、176ページからの第6款農林水産業費についてご説明をいたします。第1項農業費は

総額で5億4,130万8,000円を支出いたしております。主なものは、農業委員会活動事業、農業団体活動支援事業などのほか、京野菜こだわり産地支援事業としてパイプハウス整備に対しての補助金交付、自然循環農業推進事業では、京の豆っこ米の生産活動及び販売促進を支援しております。農地・水・環境保全向上対策事業、命の里事業、農業用施設整備事業等を行うことにより、農地の生産基盤整備や農村環境の向上を図るための事業を支援いたしております。平成21年度から継続して実施してまいりました明石地区のゾブ川改修工事は、全線を完了することができ、24年度から改修を進めていますB線の測量設計を実施いたしました。

197ページのリフレかやの里管理運営事業は22年度からの繰り越し事業も含め総額で1億3,777万2,000円を支出いたしております。

198ページからの第2項林業費は、総額で8,285万8,000円を支出いたしております。主なものは、201ページの有害鳥獣対策事業では実のなる森づくり事業として栗などの苗木を支給いたしております。また、堰堤設置や浚渫等の災害に強い森づくり事業等に積極的に取り組んでまいりました。なお、本事業でも24年度へ1,190万円を繰越明許いたしております。

次に、206ページからの第7款商工費について、ご説明申し上げます。商工費は、総額で2億9,277万5,000円を支出いたしております。主なものは、各種商工業への支援事業、産業や織物の振興事業、観光イベント開催事業、クアハウスをはじめ各種観光施設の施設管理事業などでございます。

211ページの産業振興事業では、YOSANOオータムフェスティバルを大名行列のおもてなしのために同時開催し、町内の特産品や食・文化などを広くPRすることができました。

213ページの産業振興貸付事業は、23年度からの新規事業として商工業振興事業費補助金、農林業振興事業費補助金の交付を受けられる団体の資金調達のための制度としてスタートさせました。なお、23年度の実績は1件のみとなっております。観光分野では観光ビジョンの施策を具現化するための取り組みとしてイベント開催看板を、衛生プラント前に設置するとともに、観光PRグッズとしてキャリアバッグ等を作成いたしました。そのほか町長のマニフェストにもありました中小企業振興基本条例について、産業振興会議委員の皆様や京都大学の岡田教授のお力添えをいただき、提言書としてまとめていただき、3月定例会において条例制定することができました。

次に、228ページからの第8款土木費についてご説明申し上げます。第1項土木管理費は、総額で3,790万4,000円を支出、土木事業の要望等の国・府対策事業や民間家屋の耐震診断補助事業等の事業でございませう。

232ページからの第2項道路橋梁費は、総額で3億7,400万2,000円、道路維持補修事業や除雪対策事業、道路新設改良事業でございませう。なお、平成23年度は22年度に引き続き豪雪となり、除雪対策事業が総額で1億710万2,000円となっており、先ほど歳入で申し上げましたように、国から臨時的に市町村道除雪費補助金を1,550万円交付いただいております。

237ページの道路新設改良事業では、明石香河線、岩屋川線、石川上山田線、寺田線の4路線の道路改良のほか、橋梁長寿命化修繕計画の作成について国の交付金事業で実施をいたしてお

ります。そのうち7,935万6,000円を24年度へ繰越明許いたしております。

240ページからの3項河川費は総額で5,833万1,000円、河川維持管理事業、常習浸水地の解消を図るための河川改修事業などがございます。次のページの第5項都市計画費は総額で7億3,784万8,000円、下水道特別会計への繰出金のほか、阿蘇シーサイドパークへの整備事業費などがございます。

次に、250ページからの第9款消防費についてご説明申し上げます。消防費は総額で6億2,115万8,000円支出いたしております。主なものは、第1目常備消防費で消防組合負担金、第2目非常備消防費では、消防団員360名の報酬、火災訓練、点検等の費用弁償などがございます。

253ページの第3目消防施設費、消防施設等整備事業では3,876万9,000円を支出いたしておりますが、消火栓や防火水槽の計画的な整備に加え、野田川第4分団の消防ポンプ自動車の更新を行っております。

257ページの防災行政無線施設整備事業では、22年度から3年間の継続費を設定し、デジタル防災行政無線設備整備を行うもので、平成23年度においては、岩滝地域の子局整備を実施いたしました。また、その下の浸水、地震対策事業は昨年の東日本大震災の教訓から、津波が発生したときへの対応として避難地等における海拔表示を行うため、測定機器の借り上げを行い、職員で実測し、それらの表示看板設置工事を実施いたしました。

次に、260ページからの第10款教育費についてご説明申し上げます。267ページの第1項教育総務費、第3目教育振興費の適応指導教室事業は133万5,000円を支出いたしておりますが、先ほどの労働費で、177ページの住民生活に光をそそぐ交付金事業の賃金294万8,000円も適応指導教室の賃金でございます。よって、それらをあわせると408万2,000円を支出いたしております。年間の延べ利用者数は173名となっております。

278ページからの第3項中学校費は、総額で2億734万7,000円、主なものは283ページの中学校施設整備事業で、加悦中学校の改築に向けての基本設計等を実施いたしております。また、中学校組合負担金で、橋立中学校の校舎の耐震改修、また平成24年度から給食センターによる学校給食に移行するための施設改修などを行い、例年より大幅な増額となっております。

次に、288ページからの第5項社会教育費は総額で2億2,998万4,000円、主なものは、子ども自然体験事業や生涯学習事業等の各種社会教育事業、公民館事業や知遊館管理運営事業、文化財保護や伝統的建造物群保存対策事業、図書館管理運営事業などがございます。中でも297ページの芸術文化事業では、第26回国民文化祭を開催し、10月30日の本会当日は657名の来場者でにぎわいました。

299ページの地区公民館整備事業は2,600万円を支出いたしておりますが、この中で後野地区公民館の建設に向けた用地の購入及び造成工事等を実施いたしております。なお、地盤が不安定であることから、設計委託料249万9,000円を24年度へ繰越明許いたしております。

316ページからの第6項保健体育費は、総額で2億3,402万円、社会体育の振興のため

の社会体育団体育成事業やスポーツイベント開催事業、各体育施設の管理事業等でございます。また、320ページからの給食センター運営事業並びに施設整備事業では、子供たちに安心・安全な給食を提供することに努めております。先ほどの中学校組合負担金でも申し上げましたが、橋立中学校で24年度からセンター給食を実施しております。それらに向けての施設整備、配送車の購入を行っております。

最後に、324ページからの第11款災害復旧費は、総額で3,604万9,000円支出いたしております。21年8月の台風9号の過年度災害復旧事業の繰り越し分や23年5月の台風2号によるもので、農林水産施設、公共土木施設ともに大変多くの被害が出ておりましたが、ようやく完了することができました。

以上が、一般会計の概要でございます。

次に、議案第96号の簡易水道特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

367ページをお開きください。実質収支に関する調書をおつけしておりますが、歳入総額15億7,270万3,000円、歳出総額15億1,675万2,000円、歳入歳出差引額は5,532万1,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額48万9,000円で、実質収支額は5,483万2,000円となりました。

まず、歳入からご説明申し上げます。353ページをお開きいただきたいと思っております。第2款使用料及び手数料ですが、第1項使用料、第1節現年度分の収入済額は3億1,190万4,000円で、前年度より397万6,000円の減収となりました。減収の要因は有収水量の減少によるものでございます。第3款国庫支出金につきましては、平成22年度から繰越明許により実施したものの、また、平成23年度で実施しました国庫補助事業の補助金でございまして、いずれも継続で整備を進めております加悦簡易水道施設整備事業と三河内簡易水道施設整備事業の補助金を合わせて5,825万4,000円受け入れております。

次のページの第6款繰入金でございますが、一般会計から2億3,470万円を繰り入れております。23年度は、通常分に加え財政調整分1億2,000万円の繰り入れを行い今後の統合へ向けての財源調整を行っております。

次のページの第9款町債は、第1節簡易水道事業債として8億2,400万円を借り入れております。

続きまして、359ページからの歳出についてご説明を申し上げます。362ページの第1款総務費、第1項総務管理費、第2目財政管理費では、第25節積立金として、減債基金に府補助金と預金利子分の489万2,000円、財政調整基金に預金利子を含め2億10万6,000円を、それぞれ積み立てております。第2款維持管理費は簡易水道全施設の維持管理費で8,603万7,000円となっております。

次のページの第3款改良費につきましては、加悦簡易水道施設の統合整備、三河内簡易水道施設の改良整備と下水道関連配水管布設替工事費などで、総額8億9,911万4,000円となっております。なお、加悦簡易水道、三河内簡易水道施設整備事業費等総額で5,151万5,000円を24年度へ繰り越しております。

以上が、簡易水道特別会計でございます。

次に、議案第97号の宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

375、376ページの歳入ですが、第3款財産収入は財産売却収入で、分譲宅地売却収入を1,244万6,000円収入いたしております。また、次のページの歳出では、第6款諸支出金、普通財産購入事業で公有財産購入費を歳入と同額の支出をいたしております。これは、大道分譲宅地で1区画売却できたことにより、土地開発基金から一旦、本会計で買い戻した上で、個人の方へ売却したもの、また、以前に売却した算所分譲宅地の購入者から返還の申し出があったことにより、その方から一旦、本会計で買い戻し、それを土地開発基金でストックするため、基金で買い取ったものでございます。よって、歳入歳出相殺され収支はゼロでございます。

以上が、宅地造成事業特別会計でございます。

次に、議案第98号の下水道特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

387、388ページをお開きください。まず、歳入で第1款分担金及び負担金、第1項分担金は特環の受益者分担金ですが、現年度分と滞納繰越分を合わせました収入済み額は5,252万2,000円となっており、収納率は現年分で88.8%、滞納繰越分で3.3%となっております。第2項負担金は、公共の受益者負担金ですが、現年度分と滞納繰越分を合わせました収入済み額は202万円となっており、収納率は現年分で96.4%、滞納繰越分で0.3%でございます。第2款使用料及び手数料、第1項使用料の現年度分と滞納繰越分を合わせました収入済み額は2億3,534万4,000円となっており、収納率は現年分で99.6%、滞納繰越分で14.4%でございます。

次のページへかけての第3款国庫支出金でございますが、特環分のみ補助金であり1億2,100万円を受け入れております。第5款繰入金は一般会計繰入金を6億5,604万3,000円繰り入れております。

391、392ページの第8款町債は総額で6億6,040万円発行いたしております。

次に、歳出ですが、401、402ページをお開き願います。第3款事業費の第1項下水道費第1目公共下水道建設事業費では、公共下水道事業で1,000万円支出いたしております。第15節工事請負費で石田地区の面整備を実施いたしましたものでございます。特定環境保全公共下水道事業では4億7,262万円支出いたしております。

次のページの第15節工事請負費では4億3,992万6,000円を支出いたしております。後野、与謝、滝、温江、幾地、四辻、下山田、石川地区の面整備を実施いたしております。第22節補償補填及び賠償金の388万2,000円は、下水道関連配水管布設がえ等に伴います補償費でございます。第4款公債費は町債の償還金でございますして8億8,176万6,000円となっております。

以上が、下水道特別会計でございます。

次に、議案第99号、農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

415、416ページの歳入からご説明申し上げます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金の収入済み額は193万2,000円で、収納率は現年分で91.9%、滞納繰越分で58.6%となっております。第3款府支出金は、温江地区の農業集落排水事業に対して農業集落排水事業補助金を994万円受け入れております。そのうち農業集落排水事業推進交付金894万円は、過年度の補助対象事業費の15%を5年間で3%ずつ分割交付されるものでございます。

次のページにかけての第5款繰入金は一般会計繰入金並びに減債基金繰入金を総額で1,681万3,000円繰り入れております。第8款町債は総額で1,250万円発行いたしております。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

421ページから424ページにかけての第3款事業費、第1項農業集落排水事業費、第1目農業集落排水施設整備事業費は、総額で301万9,000円支出いたしております。これは温江地区の汚水処理施設処理機能調整工事等を実施したものでございます。第4款公債費は町債の償還金でございまして2,125万9,000円でございます。

以上が、農業集落排水特別会計でございます。

次に、議案第100号、介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まずは、事業勘定につきましてご説明を申し上げます。決算書434、435ページの歳入ですが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料の第1節現年度分特別徴収保険料3億2,720万6,000円につきましては、徴収率100%でございます。収入未済額の欄のマイナス37万2,000円は死亡とか転出などによりまして、本来、還付をすぐになさなければなりません。手続上、還付がし切れていないものがあり、この未還付金を計上しているものでございます。第2節現年度分普通徴収保険料1,828万5,000円は、徴収率といたしましては89.4%でございます。第3節滞納繰越分普通徴収保険料104万3,000円は徴収率といたしましては17.7%でございます。

次に、歳出でございますが、444ページの第2款保険給付費22億1,395万円につきましては、23年度末で要介護認定者1,120名、要支援認定者385名に対する介護サービス等の給付を行ったものでございまして、前年度より9,400万6,000円と大変大きな増額となっております。450ページからの第3款地域支援事業費3,834万8,000円はリハビリ教室、物忘れ予防教室などの介護予防事業、地域包括支援センターを中心とした包括的支援事業のほか、給食サービスなどの任意事業を実施したものでございます。

次に、サービス事業勘定についてご説明いたします。468、469ページの歳入でございますが、第1款サービス収入995万1,000円は、地域包括支援センターが取り扱いました要支援認定者の介護予防ケアプランの作成収入でございます。

次のページの歳出ですが、第2款事業費、第1項居宅サービス事業費、第1目居宅介護支援事業で75万2,000円支出いたしております。居宅サービス計画作成委託料でございます。第2目地域包括支援センター事業費では174万4,000円支出いたしておりますが、23年度では認知症対応職員を配置して、その対応等にあたる経費に対し、京都府の補助金が受けられることとなっておりますので、それを受けて実施したものでございます。よって、1ページ戻りますが、歳入の第4款繰入金の一般会計繰入金で京都府補助金分を繰り入れております。

以上が、介護保険特別会計の概要でございます。

次に、議案第101号、土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

482、483ページの歳入、第1款財産収入は、土地開発基金預金利子を7,000円収入いたしております。第3款繰越金は前年度からの繰越金で33万6,000円でございます。第4款諸収入の雑入では、岩滝海岸線用地代金返戻金を3,380万9,000円収入いたしてお

ります。旧町時代に道路改良用地として代替地等も含めて未整理であったものを一定整理いたしましたものでございます。

次のページの歳出、第1款公債費は丹後地区土地開発公社で先行取得を行っておりませんので、ゼロとなっております。第2款諸支出金は、土地開発基金への積立金として歳入でご説明いたしました預金利子と岩滝海岸線用地代金返戻金を合わせて3,381万6,000円を積み立てております。

以上が、土地取得特別会計でございます。

次に、議案第102号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まずは、事業勘定について、ご説明申し上げます。525ページをお開き願います。実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額30億1,162万8,000円、歳出総額29億7,075万6,000円で、差し引き4,087万2,000円の黒字決算となりました。23年度では財政調整基金繰入金は行っておらず、基金残高につきましては、23年度末におきまして9,796万9,000円でございます。

499ページの第1款国民健康保険税は税率改正及び滞納繰越分の収入増もあり、収入済み額が総額で5億8,430万4,000円となっており、3,500万円程度の増となっております。なお、徴収率も71.7%となっており、前年度より1.7%上がっております。なお、消滅時効等により2,190万8,000円を不納欠損処理いたしております。

506ページの第10款繰入金、一般会計繰入金では臨時財政支援分として3,000万円を繰り入れております。これは、国保税率のアップ率をできる限り抑制するため、一般会計から一定の支援を行ったものでございます。

次に、歳出の511から516ページにかけての第2款保険給付費でございますが、出産育児一時金、それから葬祭費等を含みます総合計で19億9,729万7,000円となっております。前年度に比しまして9,981万5,000円、5.2%の増となっております。

519ページから次のページにかけての第8款保健事業費では、第1目特定健康診査等事業費で3,418万9,000円を支出いたしております。メタボリックシンドロームに対する特定健診に努め、生活習慣の改善により、保険給付費の削減に努めていきたいと考えております。

次に、直診勘定でございます。545ページをお開き願います。実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額1億422万2,000円、歳出総額1億392万4,000円で、差し引き29万8,000円の黒字決算となりました。しかしながら、一般会計からの2,950万円繰り入れをいただいております。そのうち収支の均衡を図るため、赤字補填分1,199万円を繰り入れておまして、実質的には1,169万2,000円の赤字となっておりますが、大幅な収支改善となっております。23年7月から丹後中央病院から医師を派遣していただく方法に移行したことが大きな要因で、平成23年度中の患者さんの合計数は7,358名でございます。平成22年度と比較いたしますと1,372名、22.9%の大幅増となっております。なお、平成19年度から診療所において、理学療法士が訪問リハビリテーションを実施しておりますが、これも順調に推移しており、事業費が54万7,000円に對しまして、511万5,000円のサービス収入を得ております。訪問延べ人数は555名でございます。

以上が、国民健康保険特別会計でございます。

次に、議案第103号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

決算書の561ページをお開き願います。実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額2億1,646万9,000円、歳出総額2億1,371万5,000円で、差し引き275万4,000円の黒字決算となりました。後期高齢者医療特別会計の歳入につきましては、負担のルールによるものでありますので、説明は省略させていただきます。

歳出ですが、557、558ページの第2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億1,172万9,000円を支出いたしております。これは広域連合が実際の医療給付事務を行っており、そこへの納付金でございます。この中で広域連合分賦金は、連合への事務費分であり、保険料等負担金は医療給付費等に充てられます。また、保険基盤安定負担金は、保険料軽減分で、一般会計で府負担金として受け入れ、それを町負担分も含めて後期高齢者医療特別会計へ繰り出した上で、連合へ負担金として納めるものでございます。

以上が、後期高齢者医療特別会計でございます。

次に、議案第104号、財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

569ページから578ページまでは、財産収入等の歳入の内訳を、また、579ページから594ページまでの歳出では、それぞれの財産区へ一般管理費として支出いたしております。595ページの実質収支に関する調書に記載しておりますとおり、歳入歳出差引額は6,452万5,000円の黒字となっております。

以上が、財産区特別会計でございます。

次に、議案第105号、水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。598、599ページをお開き願います。まずは、収益的収入及び支出でございます。収益的収入総額1億5,337万4,000円に対しまして、収益的支出総額は1億6,907万2,000円でございますが、企業会計は収支の差し引きとはなりませんので、602ページの損益計算をいたしますと、下から3行目の当年度純損失、いわゆる赤字額は1,764万8,000円となります。この損失につきましては、603ページの欠損金処理計算書(案)でお示ししておりますように、資本剰余金の繰り入れによって欠損金処理を行うこととしております。

次に、608、609ページの収益明細書をお開き願います。第1款水道事業収益、第1項営業収益でございますが、第1目給水収益、第1節水道使用料の決算額は1億5,124万8,000円で前年度対比27万1,000円の微減となりました。

続きまして、支出でございますが、610ページから617ページまで記載しておりますとおり人件費、施設の維持管理費、減価償却費などがございます。

また、614、615ページ、第2項営業外費用の第1目、支払利息、第1節企業債利息は、これまでの第4次水道拡張で起こしました企業債による利息で、決算額2,139万4,000円となっております。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明いたします。600、601ページをお開き願います。資本的収入総額68万5,000円に対しまして、資本的支出総額8,591万2,000円で、不足する額が8,522万7,000円となっております。この不足額につきましては、630ページの補填財源明細書のとおり、損益勘定留保資金の補填額8,327万

6, 000円及び一番下の消費税資本的収支調整額195万円で補填いたしました。

618、619ページをお開き願います。第1款資本的収入は、第2項分担金が68万5,000円となっております。これは加入負担金でございます。

続きまして、支出でございますが、620、621ページをお開き願います。第1項建設改良費、第1目拡張改良費、第2節工事請負費2,633万7,000円は、第4次拡張計画に伴う配水管布設がえ工事費及び舗装復旧工事でございます。第2目配水管事業費、第2節工事請負費1,530万5,000円は、水道整備計画に基づく配水管新設工事でございます。次に第2項企業債償還金の4,427万円は、第4次水道拡張改良に伴う企業債元金の償還でございます。なお、決算額の右の翌年度繰越額の欄で第1目拡張改良費で1,112万2,000円を、第2目配水管事業費で210万円を、それぞれ24年度へ繰り越しいたしております。これは上水道配水管布設がえ工事と上水道配水管新設工事を繰り越したもので、その財源は損益勘定留保資金等でございます。

以上が、水道事業会計の概要でございます。

大変雑駁な説明でございますが、さらに詳細な説明、不足いたします分につきましては、後ほどの質疑で補わせていただきたいと思いますので、ご容赦をいただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、監査委員から平成23年度の決算審査の結果報告を求めます。

足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） 随分とお疲れだと思いますので、手短に行います。

決算審査の意見の補足でございますが、ことしの夏、殊のほか暑さが厳しく節電の対応と相まって、それは大変な決算審査でした。そうした猛暑の中、議会選出の糸井監査委員さんとともに1カ月余りに渡って審査を行いました。町長から提出されました決算書、明細書、調書、関係諸帳簿、証拠書類等はいずれも法令に準拠して作成されており、各係数も符合し正確であることを認めました。また、本年度決算は住民要望にこたえ、将来の財政運営にも配慮したきめ細かな光をそそぐものが多かったと評価しています。皆さんのお手元にも意見書の写しが配付されていますが、これらの決算審査意見と財政健全化審査意見をまとめまして8月30日、町長に提出すべく準備をしていましたところ、その朝、ご承知のように教育委員会の技師による不祥事件のテレビ報道に接し、愕然としたところであります。

早速に糸井監査委員さん、事務局長とも連絡をとりまして、また、京都府町村監査委員連絡協議会の事務局のご指導も得て、町長への意見書の提出をいかにすべきか検討をいたしました。結果的に関係帳簿や書類等が正確であり、その裏で知るよしもない不正が行われていたといたしましても、それは別の課題として扱うべきだと考えました。

そして、この定例会の会期中にも、そういった行政監査と申しますか、内部のチェック体制や職員研修、それから、入札制度全般について点検を行うよう確認をいたしました。それにしましても、あの暑い中、本当に町民のために予算が執行されたのか、無駄はなかったのか、将来の財政不安がないのか等々、一生懸命審査したことは何だったのかと、裏切られた気持ちがいっぱいあります。収賄事件というのは本町合併以来、2度目であります。昔から二度あることは三度

あるということはありませんけれども、二度あったことが三度あってもらっては困る。気を引き締め、全員の、全町挙げた課題として不正防止に徹底的に取り組んでいただきたい。そして、一日も早い町民の信頼回復を得ていただきたいというように思います。

この決算審査意見書であります、例年よりも事細かく記述をしているつもりでありますので、議員さん方で、ぜひ、熟読をしていただきたいと思います。

ミスプリがありますので、ちょっと1点、ご訂正をお願いいたします。4ページであります、4ページのちょうど中ほどに地方交付税は54億553万6,000円で、前年より221524円ふえたと記述いたしておりますが、これが単位が1,000円でありまして、ゼロを三つつけ加えていただきまして、2億2,152万4,000円ふえたということで、ご訂正をお願いしたいと思います。

以上、簡単ですが補足説明とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 以上で、監査委員の決算審査報告を終わりますが、足立代表監査委員、また、議選の糸井監査委員さん、大変ご苦勞さんでございました。

ここで45分まで休憩をさせていただきます。

休憩いたします。45分に再開いたします。

（休憩 午後 3時32分）

（再開 午後 3時45分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第35 請願第1号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する請願書を議題とします。それでは、紹介議員の説明を求めます。

16番、谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは、請願について紹介議員のほうから説明をさせていただきます。

請願の内容につきましては、学校図書館の蔵書・整備促進についてということでございまして、平成20年3月から文科省による新しい学習指導要領が告示をされました。それまでも学習指導要領で生きる力を育むということが大変重要視されておりましたが、しかしながら、学校図書館の蔵書の不足により、そういう力がなかなか養われないと、こういうことに鑑みまして学校の図書館についての蔵書整理促進につきましてお願いをしたいということでございます。

まず最初は学校図書館の整備・充実の必要性についてということで、先ほど申し上げましたようなこととございます。また、新学習指導要領への対応についても国語力が特に最近の小学生には低下をしておるといような事情も鑑みまして、ぜひ学校図書館の充実を図ってほしいということとございます。

最後に請願事項としましては、1番と2番を掲げさせていただいております。読み上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一つは従来の図書予算とは別に学校図書館図書整備5カ年計画に基づき特別図書予算を計上すること。このことにより平成5年に文科省が定めた学校図書館図書標準達成率の向上を図り、質、量とも学校図書館の充実を目指すこと。

2番目は上記図書予算により平成20年3月告示の新しい学習指導要領に基づき改訂された小・中学校の教科書、授業において必要な百科事典、図鑑等を購入すること。

以上、2点でございます。

よろしくご審議をいただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議 長（赤松孝一） これより紹介議員に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終結します。

紹介議員、自席にお帰りください。

お諮りします。本請願は文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は9月19日、午前9時30分から開議いたしますのでご参集ください。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 3時49分）